

## 第二編 兵力・労働力の動員とその配置

### 第一章 労働人口と労働統制

戦前のわが国農村が過剰労働力の貯水池を形成していたことはよく知られている。内務省社会局の解雇工場労働者帰趨調べによっても、一九三〇（昭和五）年五六万九千人の解雇労働者中二二万人が帰農しており、総数に対するその割合は三九・〇%を占めていた。

一九三一年には二八万四千人（四三・三%）、一九四二年には二一六千人（四四・六%）の帰農者を出したのである。にもかかわらずその間のわが国農家戸数は五六〇万戸前後とほとんど変化を示さなかった。帰農者は既存の農業経営単位にはいりこんで、潜在化したのである。

それらの余剰労働力が不況からの立直りをまっぴら産業界に復帰する予備軍を形成していたことはいうまでもない。加えて、農村における自然増加人口は多数にのぼり、それは青年労働力のたくましい供給源でもあった。新たに農家戸数を増加する余裕がないのだから、二男以下の農業以外に職を求めざるをえない増加人口は、年々およそ三〇万ないし四〇万人と推定された。この大きな新労働予備

軍をいかに消化するかが、かつてはわが国識者間での大問題であった。一九三二～三三年当時為替安の波に乗って海外市場を席捲した輸出産業の盛行もこの農村余剰労働力を基礎とする低賃金に根をおいていたといえる。

ところが、一九三一年九月の満州事変を契機とする軍需産業の徐々なる拡張とそれに伴う産業界の繁忙は、その後における帰農者を減退せしめる一方、新たな労働力を農村から吸収しはじめた。と同時に労働力に対する需要は一般未経験工から経験工または熟練工に移行集中し、その不足がようやく目だってくるようになったのである。一九三四年三月二九日付の東京朝日新聞は「軍事インフレの結果熟練機械工が重工業の大工場に吸収され、中小工場では大恐慌を来たしてゐるので、内閣資源局ではこれを憂慮し各方面の関係者を集めて三月二八日東京商工奨励館で熟練工争奪防止を目的とした機械職工補給対策に関する協議会を開いた」と報じている。かくして一九三一年満州事変勃発当時、わが国産業界は世界的な不況のまっただなかにあり、労働力の過剰がしきりに叫ばれ、失業対策が真剣に論ぜられたのであったが、その後における準戦時体制の進行に伴って、労働力に対する需要が喚起され、わが国の労働人口は一応の完全就業状態をみるにいたったといわれた。

さらに、一九三七年七月の日中戦争勃発によっては、事情は大き



く変化した。第一に兵力の動員数が多数にのぼり、それら召集者の大部分がいずれも二〇歳から三五、六歳にわたる青壮年男子であつて、従来それぞれの産業に従事していた中堅労働者であつたこと、第二に生産力拡充計画の遂行に伴う重化学工業および鉱業等基礎産業の拡充により、労働力の需要量を著しく増加したこと、第三に満州、北支那等外地への労働者の供給増加などにより、かつての労働力の過剰は労働力の不足に一転したのである。ことに、都市と農村との人口比率からみても、動員兵力の半ばは農村に依存していたはずであつて、農村男子労働力は目にみえて減少していた。農村における労働力も払底してきたが、鉱工業方面におけるそれはなおいさう深刻な様相を呈しはじめていた。体力優秀な中堅熟練工が多数軍に動員されたのみならず、生産力拡充計画に従つて、設備の拡張とそれに対応する労働力の確保とを併進させねばならなかつたからである。いきおい高賃金によつて農業労働力が狩りだされ、農繁期における日雇労働賃金が驚くべき高額のものとなつたばかりでなく、肥料その他農業資材の不足がこれに拍車して農業生産はやがて減退傾向となつた。そこで、一定の農業人口確保の要求が、まず一九四一年一月発表の人口政策確立要綱によつて闡明された。同要綱は「東亜共栄圏を建設してその悠久にして健全なる発展を図るは皇国の使命なり、これが達成のためには人口政策を確立してわが国民の急激にして且永続的なる発展増殖とその資質の飛躍的なる向上を図ると共に、東亜における指導力を確保するためその配置を適正にすること特に喫緊の要務なり」といい、資質向上の方策として「農村が最も優秀なる兵力および労力の供給源たる現状に鑑み、内地人口の一定数の維持を図ると共に、日滿支を通じ内地人口の四割はこれを農業に確保することと措置すること」と述べている。右の農業人口四割確保の方針は、もっぱら兵力および労働力を獲得す

る手段として考えられたものであるが、他方農業生産物の生産減退に対処するためにも、農業労働力の確保すなわち離農の抑制が必要となり、一九四二年一月農業生産統制令の実施をみるにいたつた。右のごとく、日中戦争勃発以前においては部分的な熟練工の不足を生じていたとはいえ、全般的にはなお若干の余剰労働力が存在していたので、労働力の需給調整についての国家的統制は行なわれなかつたのであるが、戦争以後、とくに一九三八年の生産力拡充政策の実施以後大量的な青壮年の徴集および召集、軍需産業の大々的な拡充のために、いよいよ労働力の需給に關し国家の統制が加わることになつた。のみならず軍需生産力拡充に不可避な産業構造再編成問題の登場すなわち軽工業、平和産業から重化学工業、軍需産業への転換は、ただに労働力の量的不足の問題に対してばかりでなく、その配置についても計画的統制を要請するにいたつたのである。当初個別的、応急的であつたその労働統制策も、しだいに総合的なもの、総合的な計画にまで進んでいった。ことに太平洋戦争後において、それは全国民をおおうものとなつた。そして、その計画の実行のためにはますます多くの労働統制策の強化、すなわち国家総動員法等にもとづく政府の国民に対する強制力の発動を必要としたのである。

## 第二章 兵力動員と産業労働動員

### 第一節 兵力動員

日中戦争勃発後、わが国における兵力の動員は年々強化され、そ



の規模を拡大していった。まず、現役徴集の限度についていえば、一九四一年に従来の甲種、第一乙種より、第二乙種徴集にまでその範囲が拡大され、一九四三年には在学徴集延期制度が撤廃されて入営延期制度となり、主として専門学校以上に在学中の適齢超過の学徒を随時入営させよう改められ、さらに、一九四四年には第三乙種の徴集ならびに徴集年齢を二〇歳より一九歳に低下させる等の諸措置がとられた。また、一九四二年には徴兵終決処分をみた第二国民兵役関係者の兵籍編入、一九四四年には兵役服務年限の五ヵ年延長（四〇歳から四五歳へ）、未教育補充要員の大量養成が行なわれるなど、適齢壮丁の徴集者に加えて、再度の召集者および長期の応召者による終戦時の兵力動員数は七一九万三千人に達した。そして、たびたびの兵力動員と産業労務動員とにより、いわゆる「人的資源」は漸次枯渇化し、両者の調整は一九四四年以降著しく困難になってきていたのであるが、ことに一九五〇年の本土防衛期に予定された軍の動員数は約一五〇万人（同年一月大本營の作戦指導要綱に明示された員数）にのぼり、一方それに伴う工業部門要員の補充数のみでも次のごとく約二一五万人と概算され、その調整は破綻にひんし、労務動員計画の策定も中止のやむなきにいたった（国民経済研究協会・金属工業調査会編「戦時国民動員史、第二編兵力動員」一九四六年九月刊による）。

一、人的国力の実情 軍動員資源の骨幹たるべき在郷軍人総数は昭和一九年一〇月末現在約六三九万にして内召集可能者は約四六九万なり、これによれば上述一五〇万の新設要兵員の動員は数量的にはなお相当の余力ありといふべきも、昭和一九年八月一日現在既教育在郷軍人につき動員能力をみれば歩兵約三〇師、野砲五〇師、山砲七聯、工兵七師、通信一四中隊にして特に工兵、通信兵のごときは短日月に補充しえず総合兵備建設予力は低下する事

明らかである。

しかしてわが国が当時展開しつつある兵力は内地人総人口に対し約六・三%にして、独英ソの一八〜二〇%、米国の八%に比すれば相当の余力あるがごとく観察せらるるも、わが国成年男子の約四八%は食糧または軍需生産方面に従事し、各産業従事者の四七%は兵役関係者であったのである。かくして総数的には兵備拡充の余力を有するも、その素質においては従来の三〜五割に低下すべく、兵力動員につき特別の措置を採らざる限り、生産活動の減退停止をもまぬかれざる状態に陥り、兵力動員と産業要員動員との関連が漸く検討せらるるに至ったのである。

二、兵力動員と産業労務動員 昭和一九年末における新兵備所要数は地上部隊関係において約一五〇万と推定せられ、外地に対する補充は同年九月決定をみた一般二六万、損耗補充一六万にしてこれには昭和一九年徴集初年兵を充当することとなり、新規兵力動員総数一九二万となる。しかして同年徴集初年兵は航空一五万、船舶三万、地上九七万計一一五万にして新規要召集人員は約九五万と計上さるのである。

徴集による兵員の抽出は毎年度実施さると共に、前もって予知せらるるものなればこれが産業動員に及ぼす影響も召集に比すれば比較的少なきも、昭和一九年は適齢低下により徴集人員倍増せるをもつてその半数約五五万と新規要召集人員九五万計一五〇万人については国内生産への考慮施策は特にこれを怠りえなかつたのである。

この一五〇万人は、各産業同率にて召集せらるるものとせば産業別召集人員は次のごとく、農業工業等中枢産業に及ぼす影響は実に大きいのである（単位 千人）。



産業別	召集人員	割合(%)	産業別	召集人員	割合(%)
農業	三三・〇	三〇・三	商業	七三・五	四・九
水産業	二五・五	一・七	交通業	一三四・五	八・三
鉱業	四・〇	三・二	公務自由業	一九五・〇	一三・〇
工業	六五・五	四三・五	その他	三・六	二・四
			以上計	一五〇・〇	一〇〇・〇

かくして農業および工業より抽出すべき人員は両者にて約一〇〇万に達し特に工業よりの六五万は労務資源不足の実情に鑑み産業動員との間の調整を最も考慮すべきものである。しかも兵力の減耗補充はさらにこれを見込まねばならず、昭和十九年、二十年徴集兵中減耗人員五〇万を見積れば工業のみにも約一一五万の兵力動員が計上さるるも、熟練度、体質並びに作業能率を考慮せば現状の維持のみにも約一五〇万の工業労務者の補充が産業部面より要請さるることとなり、これに自然損耗を計上せば約二〇〇万余に上る労務者が必要となるのである。

工業労務者補充要員

一、軍動員および軍動員の補充

兵備建設によるもの

一九、二〇年兵力減耗補充

計

二、生産力維持の為

作業能率低下補充員

計

三、自然減耗の補充

現在数一二四五万の五%として  
以上合計

六五万	一一五万	一五〇万	六五万	二一五万
五〇万	一一五万	一五〇万	六五万	二一五万
五〇万	一一五万	一五〇万	六五万	二一五万
五〇万	一一五万	一五〇万	六五万	二一五万

第二節 兵力動員と産業労務動員

——両者の調整的施策——

兵力動員は産業労務動員に常に優先して実施され、両者の調整はもっぱら産業上「余人をもって代替し難き特技を有する者」の召集延期措置によって行なわれたのであるが、一九四三年度にいたって、すでに召集を受け、在隊する者のうち重要産業の生産確保上必要な要員についても特別に召集を解除する措置が講ぜられ、さらに、一九四四年度以降における兵力の大動員によっては、もはや軍需生産、食糧生産を維持しえず、その生産活動の減退停止をも免れがたい状態を生ずることになったので、兵力動員上留意すべき調整施策として、前記召集延期制度、特別召集解除制度のほか、臨時召集延期制度、入営延期制度、召集要考慮制度等の諸措置があいついで講ぜられた。だが、当時緊急を要するとされていた航空機生産部門においてさえも、その労働者が徴兵義務から除外されない場合を生じていたことは次にみるごとくである（J・B・コーヘン著、大内兵衛訳「戦時戦後の日本経済」下巻、四八ページ）。

九州飛行機株式会社の職工約四、五〇〇人、すなわち全熟練労働力の五〇%が一九四四年一月以後の数ヵ月のあいだに軍務に召集された。熟練労働者を召集しつつけながら、徴用工や兵士を航空機産業へいれるという論理は二つの事実を知らなければ理解しがたいであろう。すなわち、徴兵政策は特定の地域あるいは地方の軍司令官の個人的な性格によっていくらか異なっていた。第二には海軍供給局労務課の吉田大佐および上田中佐が説明している。

「一般労務者の兵役延期についての権限に関するかぎり、海軍



第1表 重要産業における召集延期者数 (単位 人)

年次別	農業	鉱業	製造業	交通業	計	その他推計
1943年	なし	40,000	104,000	57,000	201,000	180,000
1944年	なし	70,000	220,000	100,000	390,000	300,000
1945年	19,000	82,000	280,000	120,000	501,000	350,000

〔備考〕 1) 1943年以前は資料なし。

2) 1945年における農業召集延期者数は1945年6月20万増加せり。

3) 本表の外可能の範囲に於て召集を延期せる者下記のごとし。

農業	鉱業	製造	交通	計
899,053	57,000	82,000	250,000	1,288,053

4) 1943年は推定による。

5) 国民経済研究協会・金属工業調査会編「戦時国民動員史、第2編兵力動員」1946年9月刊による。

第2表 重要産業における徴集猶予(入営延期)者数 (単位 人)

年次別	農業	鉱業	製造業	交通業	計	その他推計
1944年	なし	20,000	150,000	20,000	190,000	—
1945年	100,000	8,000	30,000	9,000	147,000	10,000 (農業以外)

〔備考〕 1) 1943年以前には徴集猶予制度なし。

2) 1945年における農業100,000は推定による。

3) 資料前掲に同じ。

召集延期制度 軍需生産のため余人をもって代替しがたい重要な者、たとえば技術者、特別研究員その他生産の中核的要員等に対しては召集を延期し、産業要員としてその能力を發揮せしむる主旨の制度であつて、そのため陸軍大臣は各年度における産業需要を勘案しつつ、兵力動員上許容しうる範囲内において召集延期人員数を各業種部門ごとに関係官庁に配当し、各官庁はその配当人員内において軍需生産上欠くべからざる者を選定、その名簿の提出をまわつて、陸軍大臣が該当者を決定する手続きになつていた。この手続きにより決定された召集延期人員は太平洋戦争開始までは約一〇万人以下にすぎなかつたが、一九四三年度において推計約三十八万人、一九四四年度約六十九万人、一九四五年度約八十五万人であつた(第1表)。

臨時召集延期制度 重要な産業要員に対しては前記のごとく召集延期措置がとられていたのであるが、一九四四年以降における戦局の推移の急変、とくにその不振により航空機の緊急増産、なかならず重点機種種の急速整備が至上命令とされたため、それから重点機種生産に従事する兵役関係者のほとんど全員に対して、召集延期の非常措置がとられた。

入営(徴集)延期制度 徴集年齢の引下げにより一九歳、二〇歳の二年齢層のものが同時徴集されることになり、その生産部面に及ぼす影響の大きいことを考慮して、一九四四年以降実施された。すなわち、航空機の生産、交通、鉱山とくに石炭業および特攻兵器製造業等の重要軍需生産従事者の徴集については、生産上必要なる代替準備期間をおいて入営を

は陸軍にしたがつた。陸軍が広範な権限をもつた結果は、海軍が造船および航空機生産の分野ではことに人力不足を蒙つたのである。」

九州飛行機株式会社は海軍の航空機および着陸装置を生産していたが、陸軍は容赦なくその職工を召集した。これは信じがたくみえるが、事実起つたのである。

召集延期制度 軍需生産のため余人をもって代替しがたい重要な者、たとえば技術者、特別研究員その他生産の中核的要員等に対しては召集を延期し、産業要員としてその能力を發揮せしむる主旨の制度であつて、そのため陸軍大臣は各年度における産業需要を勘案しつつ、兵力動員上許容しうる範囲内において召集延期人員数を各業種部門ごとに関係官庁に配当し、各官庁はその配当人員内において軍需生産上欠くべからざる者を選定、その名簿の提出をまわつて、陸軍大臣が該当者を決定する手続きになつていた。この手続きにより決定された召集延期人員は太平洋戦争開始までは約一〇万人以下にすぎなかつたが、一九四三年度において推計約三十八万人、一九四四年度約六十九万人、一九四五年度約八十五万人であつた(第1表)。



或期間延期し、同時入営によって生ずる生産上の支障を回避しようとしたもので、一九四四年度二〇万人、一九四五年度六万人が割り当てられたが、実際には一九四四年度約一九万人、一九四五年度約一五万人がこの制度の適用を受けたものと推定されている(第2表)。

**特別召集解除制度** 以上の三つの方策は徴集ならびに召集に対する事前措置であるが、この制度はすでに召集を受け、在隊せる者のうち重要産業の生産確保上必要な従事者につき、軍に支障なきかぎり個々の詮議によって、特別に召集を解除する措置を講じたものである。一九四三年三月から一九四五年四月にいたる期間に推計約四万三千人がこの制度の適用を受けた。

**召集要考慮制度** 兵力動員は適齢者の徴集と在郷軍籍者の召集とによるのであるが、そのうち青壮年在郷軍籍者には生産部門の中核的地位にある者が多く、その多数召集は重要軍需生産に及ぼす影響が大きい。そこで、兵力動員はようやくやくにして、可能なかぎり産業労働員の要請に応ずることになり、一九四五年一月要考慮順位による職種別召集が実施されることになったのである。すなわち、産業と職種の重要度によって要考慮順位が決定され、農業において、各地域の特殊性に応じて召集上の配慮が行なわれ、さらに、重要産業たとえば農林水産業、航空機および地上兵器製造業、石炭鉱業、交通業等に従事する在郷軍人約一六〇万人(動員可能なる全在郷兵力資源の約三七%)に対しては、一九四五年四月以降当分の間、軍動員上やむをえない場合のほかはその召集を中止する措置がとられることになった。

### 第三章 産業労働動員と国民徴用

**国民徴用労働者** 終戦時における労働動員状況および民間工場における国民徴用令の実施状況は第3・4表のごとくである。実施当初においては出頭要求者が徴用者実数の約二倍半ないし三倍程度で所要要員をうる事ができたが、回数を重ねるに従い、未経験工において約三倍半、経験工において四倍ないし五倍の出頭要求をしなければ健康上または一身上の関係で適格者を得られない状態になった。さらに、当初は主として給源を農村に求めたが、やがて所要要員の充足を中小商工業の転廃業者にも依存せざるをえなくなったため、労働能率の低下をさけることができなかつた。また一方、徴用が激しくなるにつれて、応徴のさいにおける収入の保障についての配慮がなく、業務上の死傷病の場合あるいは家族との別居の場合等本人または家族に対する扶助についても欠けるところがあり、これに対する一般国民の批判がしだいに高まる傾向にあった。とはいえ、当初局部的であった徴用の実施は労働動員の中核となり、ことに太平洋戦争勃発後その実施数も大量にのぼった。すなわち、陸海軍関係では一九三九年七月以降四四年三月末までにその実施数四六二回(うち現員徴用分二八回を含む)、九

第3表 終戦時における労働動員状況 (単位 人)

区 分	動 員 数
被 徴 用 者 数	6,164,156
動 員 学 徒 数	1,927,379
	(農林業出勤を含む)
女 子 挺 身 隊	472,573
外 地 労 務 者 移 入 数	356,890
そ の 他 一 般 従 業 員	4,183,271
	(鉱・工・交通業)
総 計	13,104,269

【備考】 労働省編「労働行政史」第1巻、1961年3月刊、1091ページによる。

回を含まず、九



第4表 民間工場徴用実施状況(1944年3月末日現在)  
(単位 人)

次 別	現 員		新 規		計
	実施期	人 員	実施期	人 員	
第1次	1941年 8月	54,395	1941年 8月	2,861	57,256
第2次	9月	118,904	8月	1,700	120,604
第3次	10月	31,700	9月	10,826	42,526
第4次	11月	122,302	11月	13,826	136,128
第5次	12月	104,187	12月	17,524	121,711
	1941年 計	431,488	1941年 計	46,737	478,225
第6次	1942年 2月	102,289	1942年 2月	24,741	127,030
第7次	3月	92,074	3月	26,273	118,347
第8次	5月	34,774	5月	14,733	49,507
第9次	5月	18,439	5月	13,115	31,554
第10次	7月	28,084	7月	16,839	44,923
第11次	8月	41,348	8月	14,746	56,094
第12次	10月	22,335	10月	18,731	41,066
第13次	11月	29,409	11月	24,936	54,345
第14次	12月	22,569	12月	31,960	54,529
	1942年 計	391,321	1942年 計	186,074	577,395
第15次	1943年 2月	28,658	1943年 2月	36,205	64,863
第16次	5月	35,249	5月	36,626	71,875
第17次	6月	63,676	6月	37,620	101,296
第18次	8月	58,588	8月	63,350	121,938
第19次	11月	173,858	10月	195,807	369,665
	1943年 計	360,029	1943年 計	369,608	729,637
第20次	1944年 2月	72,742	1944年 2月	115,130	187,872
	合 計	1,255,580	合 計	717,549	1,973,129

- [備考] 1) 指定工場自第1次至第5次実施数ハ夫々本表該当期ニ含メ計上セリ。  
2) 実施工場数ハ711工場ナリ(労働省所蔵「国家総動員審議会関係書類」)。  
3) 労働省編「労働行政史」第1巻, 1104ページ。

○万八千人に達し、それを細別すると次のごとくであった。  
 陸軍関係 三 回  
 海軍関係 三 回  
 (うち現員 三六) 現新 現新  
 現新 現新  
 員規 員規  
 三六、〇九六 三六、〇九六  
 計 八三三、〇三三 計 八四、七五五 人  
 民間工場においてもその所要労務を確保するため、一九四一年八月第一回の徴用を実施し、その後一九四四年三月末までに二〇回にわたり一九七万三千人にのぼる徴用を実施した。以上を合わせて一

九四四年三月末における徴用総人員は二八八万一千人の多きに達したのである。なお、終戦時における被徴用者数は新規徴用一六〇万九五五八人、現員徴用四五五万四五九八人計六一六万四一五六人であった。  
 右の徴用は、一九三九年一月の国民能力申告令によるいわゆる国民登録制度の結果にもとづいて行なわれたのであるが、事実上可動人員の資産目録ともいふべきこの国民登録は、一九四四年までに要申告者の範囲が拡張されて、一二歳以上六〇歳未満のすべての男子



と一二歳以上四〇歳未満の未婚の女子が含まれることになった。けれども実際に徴用に服したのは男子のみであって、あとにみるように女子の徴用は法規上実現されるにいたらなかった。終戦時における徴用者六一六万四千人のうち、新規徴用すなわち政府による正式の強制のため重要産業にはいった男子のみに限定すれば、それは前記のごとく約一六一万人であって、現員徴用つまり事業ぐるみ業務に釘づけされたものが四五五万人にのぼっていた。そして、このうちの新規徴用こそが労働動員の中核をなすものであった。それは次のような意味においてである（前掲書、七一―二ページ）。

一九四四年までには「新規」徴用者総数は民間「従業者」の僅か八%に上るにすぎなかった。日本人は軍需産業の中に労働者を押込める棍棒または威嚇として徴用を利用したのであって、この手段を人的資源の現実の割当のために広汎に利用したのではなかった。日本の労働者はなべて徴用を極度に嫌ったが、これが平和産業から軍需産業への自発的転換を招来した有力な動機であった。不急産業の縮小で失職した男子は、どこか他の都道府県に送られて家族から離れる脅威に直面するよりも、地方の労働動員官庁を通じて附近の軍需工場に仕事をみつける方をえらんだのである。もし彼にして自発的に仕事を求めたならば、仕事の種類を選択できたであろうが、一度び徴用されれば選択は全く不可能であった。地方の労働官庁は徴用令書を最後の手段としてのみ役立てた。まず最初に労働者は労働官庁に呼出され、仕事があるが働かないかといわれた。彼がこれに応じなければ、警官が彼を家庭に訪ねた。最後に彼は隣組組長から説教された。これでも効き目がないければ、そして通常は効き目があったのだが、そのときに始めて徴用令書が作成された。高等専門学校卒業生の徴用は依然厚生省の管轄下にあった。一九四四年における「新規」徴用の減少

第5表 産業別徴用企業（日本内地、1939～45年）

産 業	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年	1944年	1945年	合 計
A 民間の徴用企業 （「軍需会社」を含む）								
鉄 鋼	—	—	18	36	30	372	23	479
軽 金	—	—	—	3	—	72	3	78
金 属	—	—	15	11	14	221	25	286
航 空	—	—	52	64	63	1,027	70	1,276
造 機	—	—	9	9	17	163	16	214
工 作 機	—	—	19	55	80	1,077	62	1,293
化 学 製	—	—	3	15	6	687	61	772
織 維 製	—	—	—	6	1	53	15	75
食 料 品	—	—	—	—	—	1	—	1
その他工業製品	—	—	1	4	7	98	11	121
電 気、ガ ス、水	—	—	—	—	—	92	—	92
運 輸	—	—	—	—	—	—	19	19
石 炭 以外	—	—	—	—	—	277	9	286
石 炭 以外	—	—	—	—	—	207	20	227
合 計	—	—	117	203	218	4,347	334	5,219
B 軍部の徴用単位								
陸軍の労働単位	4	—	16	31	15	13	13	92
海軍の労働単位	—	15	29	25	17	24	11	121
合 計	4	15	45	56	32	37	24	213
C 政府の徴用単位								
運輸および通信	—	—	—	—	—	16	308	324

〔備考〕 資料出所、厚生省。J. B. コーヘン、大内兵衛訳「戦時戦後の日本経済」下巻、73ページによる。



第6表 学校別仕事の種類別の学徒動員数  
(日本内地, 1944~45年<sup>a)</sup>) (単位 千人)

区 分	合 計	仕 事 の 種 類 別			
		軍需生産	食料生産	国土防衛 および疎開	雑
1944年 10月					
大学, 専門学校 および実業学校	126	85	26	12 <sup>b)</sup>	3
中 学 校	1,149	761	280	108	—
小 学 校	723	129	560	34	—
合 計	<sup>c)</sup> 1,998	975	866	154 <sup>b)</sup>	3
1945年 2月					
大学, 専門学校 および実業学校	180	139	25	16	—
中 学 校	1,629	1,220	280	129	—
小 学 校	1,297	587	710	—	—
合 計	3,106	1,946	1,015	145	—
男 子	1,777	1,109	547	121	—
女 子	1,329	837	468	24	—
1945年 7月					
大学, 専門学校 および実業学校	195	145	31	19	—
中 学 校	1,603	1,046	342	176 <sup>d)</sup>	39
小 学 校	1,634	517	753	211 <sup>d)</sup>	153
合 計	3,432	1,708	1,126	406	192
男 子	1,925	985	604	237	99
女 子	1,507	723	522	169	93

[備考] 1) a) この表の数字は示された日時における動員の程度を表わす。それぞれの日時における合計は独立の動員を表わすものでないから、加算されてはならない。

大学の学生はほぼ17歳以上であった。中学校の生徒は13歳から17歳であり、小学校から動員された児童は12歳ないし14歳であった。

b) 医学上の仕事に動員されたもの。

c) 男女別の区分は利用できない。

d) 通信および運輸産業に動員されたもの。

2) 資料出所, 文部省。前掲書, 下巻, 78ページによる。

は、厚生省官吏のいうところによれば、樽が底までこそがれたという事実にもとづくものであった。すなわち召集が大規模になつていくのを考慮すれば徴用適格の男子はもはや存在すべくもなかったのであった。

また彼ら厚生省官吏のいうところによれば、一九四三年における徴用者の急激な増加は、転業を嫌う労働者に効き目があったからである。

らで、政府が徴用に真剣であるのを悟って徴用のかかってくるのを待たずに、一九四四年にはもっと多くの労働者が「自発的」に軍需工場に赴いた。

新規徴用労働者が工場に割り当てられた時には、その工場の他の従業員もすべて現員徴用を受けその業務に釘づけされた。これに加えて、一九四四年には、すべての指定軍需会社の従業員がまた、そ



の工場が徴用労働者をもつと否とにかかわらず釘づけされるようになった。徴用者の従業する企業の総数および分布は第5表に示されている。労働者の新規徴用の頂点は一九四三年であるが、企業ぐるみの徴用は軍需会社指定の結果として一九四四年に主として行なわれた。

**女子勤労者** 一九四四年一〇月には軍需会社および徴用労働者をもつその他の工場で働いている女子も事実上それぞれの業務に釘づけされた。それは徴用という法的強制措置によったものでこそなかったが、「低度の徴用の形態」と呼ばれた方法によってであった。もしみずから志願するものでなければ「ひっぱられるぞ」という警告が、女子に対してしばしばなされていたのである。「オリエンタル・エコノミスト」誌(一九四三年一〇月号、四六五〜七ページ)は次のように指摘している。

戦時中、女子は表面上自らのやさしい心根から軍需工場で働いてゐた。けれども、正真正銘の事實は、彼女らの属する隣組を通して軍の仕事に引張り出されたといふことであつた。上層階級の娘たちは、多くの場合、彼女らの父や親戚の会社に女子事務員として巧みに雇はれ、強制労働を免れることができた。いふまでもないことであるが、これらの女子たちは空襲の危険にほとんどさらされないところで遊び半分に働くことができたのであつた。

**学徒勤労者** 一九四四年度の動員計画は二〇五万三千人の学生生徒の割当を要求していた。これは前年度計画における五万三千人に比べて著しい対照をなし、学徒は一九四四〜四五年には、兵役に召集されたものに代わる補充労働の最大の源泉をなすものであつた。この時期における学徒動員数は第6表にみる事ができよう。一九四五年七月までには三四三万二千人が動員されていたが、そのうち実際に業務に従事していたのは、前掲「終戦時における労働動員状

第7表の1 工場・鉱山における正規の従業者に対する朝鮮人、中国人および捕虜労働者数の調査 (1944年6月30日現在)

区 分	正 働 規 者 計	朝鮮人, 中 捕 虜 者 合 計	朝鮮人	中国人	捕 虜
工場労働者	7,790,273	82,650	69,119	3,602	9,929
男	5,512,896	80,745	67,222	3,594	9,929
女	2,277,377	1,905	1,897	8	—
鉱山労働者	633,754	148,935	140,788	2,328	5,819
男	527,918	148,566	140,419	2,328	5,819
女	105,836	369	369	—	—

〔備考〕 労働省編「第二次大戦中の日本における労働統計」による。

況」(第3表)によると一九二万七千人であつて、かなりのものが、帰郷しもしくは両親によつて疎開させられていたのである。

**朝鮮人・中国人労働者その他** 太平洋戦争中外地から集団的に移送され、就労させられた朝鮮人、中国人労働者の総数は明確に把握しがたいが、あとにみるごとく朝鮮人労働者は約八〇万人(第7表の4)、中国人労働者は約五万人(2)のぼるものと推定されている。また前掲コーヘンの著書によれば、以上のほか、一九四五年三月現在における囚人総数五万一千七五八人中の約五六%が軍需労働に就業し、同年八月現在の捕虜総数三万二四一八人中約六〇%のものがなんらかの労働に従事していたと指摘されている。

産業部門別には、石炭統制会・日本石炭鉱業会調べでみると、最



第7表の3 八大造船所における朝鮮人・中国人労働者数 (1944年)

日本人徴用工	45%
正規の従業員	20
学徒	10
囚人(日本人)	9
徴用朝鮮人	8
婦人	4
捕虜	3
徴用中国人	1
総計	100

〔備考〕 コーヘン、前掲書、下巻による。

第7表の2 わが国労働人口中における朝鮮人・中国人労働者の地位

各月末現在	総数	日本人	朝鮮人	中国人	捕虜
1943年 9月	373,534	259,518	111,195	267	2,554
12月	379,305	257,059	118,340	548	3,358
1944年 3月	392,382	264,431	124,131	541	3,279
6月	380,957	249,711	125,535	1,384	4,327
9月	401,534	263,552	128,148	3,703	6,131
1945年 3月	412,241	265,776	135,751	9,651	7,362
6月	396,712	253,991	124,025	9,077	9,719
8月	329,788	222,440	102,198	4,063	1,086
12月	231,233	230,460	773	—	—

〔備考〕 本表の数字中、1944年9月まではコーヘン、前掲書、下巻、1945年3月までは運輸省鉄道総局「石炭鉱業の展望」1947年10月刊、それ以後は日本石炭鉱業連盟、同鉱業会「石炭労働年鑑、22年版」1947年12月刊による。

高時一四万五千人の朝鮮人・中国人が炭鉱労働者として就業していたことが知られ(第7表の2)、全炭鉱労働者中における朝鮮人・中国人労働者の割合は三五・二%に及んでいた。造船業では、一九四四年八月現在で囚人九八三二人、捕虜四三三二人とともに、保護少年五〇一人、中国人三〇六人(日本銀行調査局「最近の軍需産業における労務構成」一九四四年一月刊)が就労しており、また、同年一〇月および十一月の代表的八大造船所における従業者構成中朝鮮人・中国人労働者の地位は第7表の3のごとくであった。

(注一) 一九三九年以後のものを含む推定数、朴在一著「在日朝鮮人に関する総合調査研究」、一九五七年六月刊、および朝鮮大学校地理歴史学科「太平洋戦争中における朝鮮人労働者の強制連行について」一九六二年三月刊。

(注二) 外務省管理局「華人労働者就労事情調査報告書、五分冊」一九四六年三月刊、および中国殉難者名簿共同作成実行委員会編「中国人強制連行事件に関する報告書、第三編強制連行並びに殉難状況」一九六一年四月。

一九三九年以後終戦時まで、集団移入もしくは徴用により動員された朝鮮人労働者の総数は約八〇万人と推定されており、また一方、同じ期間における一般渡来者数は第7表の4のとおりであって、一九三九年から一九四一年にかけて実に約四〇万人が渡来したとみられている。だが太平洋戦争の勃発は朝鮮人の内地への渡来事情を一変させた。すなわち、一九四一年度には一五万人の渡来者があったが、翌一九四二年度の渡来者数はわずかに二万人にすぎず、一九四四年においては、もし徴用動員の数をまわらないものとするならば最小限約一六万余人が日本から引き揚げたとみられ、この時期の朝鮮人渡来における特徴的事実は、一方における在日朝鮮人の引揚げと、それに倍する徴用朝鮮人労働者の日本への移送とであ



第7表の4 1939～45年8月朝鮮人渡来表 (単位 人)

年次	集団移入および徴用労働者数	渡来人口	居住人口
1939年度	38,700	96,477	1,030,394
40年度	54,944	139,269	1,241,315
41年度	53,493	154,646	1,469,230
42年度	112,007	21,944	1,625,054
43年度	122,237	(←) 2,911	1,768,180
44年度	280,303	(←) 162,902	1,911,307
1939～44年計	2) 661,684	—	—
1945年4～8月	3) 160,427	—	2,100,000

- 〔備考〕 1) 大蔵省管理局調べによれば、朝鮮人労働者に対する徴用が本格化したのは1944年であるが、それは日本内地においては1941年に、朝鮮では1942年にすでに実施されていた。
- 2) 集団移入および徴用労働者数中1939～44年は厚生省労働局調べによる日本内地渡航者の総数であって、そのうちの帰国者数は不明。1939～44年計の産業別内訳は炭鉱業317,546人、金属鉱業75,750人、土建業105,326人、その他工場163,062人。
- 3) 1945年は後掲書による推定数。厚生省労働局調べによる1939～45年8月集団移入および徴用労働者の推定総数は667,684人。したがって上記の数字を差し引くと、1945年の推定数は6,000人、一方、大蔵省管理局調べによると、同じ推定数は10,622人(同局編「日本人の海外活動に関する歴史的調査(朝鮮編第9分冊)」1947年刊による)で、いずれにせよこの間の数字については推定するほかないのであるが、当時の実情からすれば、上記厚生・大蔵両省の推定数をはるかに上回るものとみられる。
- 4) 朴在一著「在日朝鮮人に関する総合調査研究」1957年6月刊による。

四二年二月の閣議決定「半島人労務者活用に関する方策」により鉄鋼工場、土木建築業等にも朝鮮人労働者の集団供出が認められることとなり、同年度の国民動員計画のうえでも、朝鮮人労働者の内地移入予定数は、前年度の八万一千人から、一挙に一二万人に引き上げられた。

右の閣議決定によれば、一七歳ないし二五歳の朝鮮人男子を選抜して訓練隊を組織させ、その組織のまま内地工場に移送し、おおむね二カ年を期限として帰鮮させるといふしくみになっていた。朝鮮人労働者の集団移入および徴用について、日本炭鉱労働組合一〇年史編纂委員会編「参考資料」は次のように述べている。

昭和一四一六年には各社は募集員を現地に派遣して直接募集を行ったが、昭和一七年以降は朝鮮総督府内に設けられた「朝鮮」労務協会(一九四一年六月設立)が主体となつての官あつせん募集に移行された。

だが相次ぐ集団移入のために朝鮮における労力給源も涸れてしまい、割当数に対して七〇八割しか確保できない有様だったので、さらに昭和一九年九月朝鮮人に対しても徴用制が実施されるに至った。同時に従来は南鮮に限られていた募集地域がこのときから北鮮に拡大された。

また、土木建築業における朝鮮人労働者についても次のごとく述べられている。

企画院の推定によれば、太平洋戦争勃発当時、わが国には一四六万九二三〇人の朝鮮人が居住し、そのうち七七万七千人が労働者であつて、土木事業に二二万一千人、製造工業に二〇万八千人、鉱山業に九万四千人、沖仲仕等として二万七千人が従業していた。そして、朝鮮人労働者の集団移入は、まず炭鉱山部門で一九三九年以来行なわれていたが、その後内地における労働力の枯渇化に伴つて、重・化学工業部門における集団移入についても検討され、一九



土木建築業においては一九四二年度一万六千余名、一九四三年度四万名、一九四四年度七万七千余名、一九四五年一・四半期四千五百余名の割当を行っている（「華鮮労務対策委員会活動記録」による）。土建労働者の連行取扱は厚生省より指定をうけた事業場（組）が朝鮮総督府と連絡をとり、募集員を派遣し、また土木工業協会の駐在員を朝鮮内に常置して総督府各道庁と募集員との斡旋を行い、また集団連行者の朝鮮内輸送に協力し、日本上陸地より事業場までの連行は東亜交通社と協力して行った。

こうして北海道向けの北方軍要員の大部分はこれによって充足され、日発の水力発電工用労働力、陸軍主要施設にも集団朝鮮人徴用労働者によって補充された（前掲「太平洋戦争中における朝鮮人労働者の強制連行について」）。

右のごとく内地に移送されもしくは徴用された朝鮮人労働者は、現場において「強制された監禁と労役、非衛生的な状態」のなかにあつて、満期日の時がきてもいわゆる「契約継続」を拒否することは事実上不可能であつたし、それでもなおかつ「帰国を願ひ出た者は船便がないといいきかされた」のである（北海道炭鉱汽船株式会社「七〇年史」）。

移入朝鮮人の雇用契約は一年半乃至二年であつたので期間満了者が続出するに至つたので昭和一七年九月、石炭統制会は「契約満期朝鮮人居付条件取扱要綱」を制定し、「再契約勧奨」方針をとつた。その結果一七年一二月からの「再契約」応募率は九六％という驚異的数字を示した。

なお、朝鮮人労働者の炭鉱、鉄鋼両産業部門における就業状況については、本編第四章参照。

一方、内地へ中国人労働者を集団的に移入する政策は、一九四二年一月の閣議で正式に決定された。この閣議決定「華人労務者内地

移入に関する件」は、主として華北の労働者を内地に移送し、さしあたり鉱山、荷役および工場雑役として使用する主旨のもので、同年一月には、官民合同による華北労働事情視察団が編成され、現地視察ののち、北京大使館関係官との間で港湾荷役と石炭鉱山とに試験的に集団移入を行なうことがとりきめられた。そして、一九四三年四月から一月までの七ヵ月間に炭鉱に五五七人、港湾荷役に八六三人合わせて一四二〇人が船で移送され、国内の各事業所に配置された。事業所別配置は、日鉄鉱業二瀬二二人、三井鉱山田川一三四人、同山野二一人、伏木海陸運送会社二二人、東日本造船函館四三一人、神戸船舶荷役二一〇人の六ヵ所である。この「試験移入の成績は概ね良好」と考えられたので、一九四四年二月の次官会議は「本格的移入」の実施細目を決定し、一九四四年度国民動員計画には華人労働者三万人の移入が計上された。右の次官会議の決定においては、対象を「訓練せる元俘虜または元帰順兵のほか募集による者」で、年齢をおおむね四〇歳以下、なるべく三〇歳以下の独身男子（実際には三〇歳以上が約半数を占め、最低は一歳、最高七八歳）を優先することとし、これを鉱業、荷役業、国防土木建築業、重要工業その他とくに必要と認める部門に従業させることがきめられた。「試験移入」を含め一九四五年五月までのその総数は三万八九三五人であつて、現地収容所からの連行出発以後、各事業場への到着、さらに終戦後の送還までの人員数の変動は左のとおりである（中国殉難者名簿共同作成実行委員会「中国人強制連行事件に関する報告書、第三篇強制連行並びに殉難状況」、一九六一年四月刊）。

中国現地収容所より連行出発人員

収容所より乗船までの間の減員

連行乗船人員

四、七六三人

三、八三三人

三、九三九人



乗船より日本上陸までの間の死亡

五四人

上陸人員

三、五五人

上陸より事業所到着までの死亡と行方不明

二六八人

事業場配置人員

三、二七人

事業場内死亡（不明確一人を含む）

六、〇〇人

戦時中帰国

一、二九人

残留人員

九人

行方不明

八人

送還人員（うち不明確一人）

三、七七人

送還船中死亡

六人

(注) この数字は、華中、華北、東北の主として陸軍部隊によるもののみであって、このほかに、海軍その他によって行なわれた強制連行があるが、その数は現在までまだ判明していない。移送中国人労働者の供出機関および供出方法別数は次のごとくである。

供出地域	供出機関	供出方法	人員
華北	華北勞工協会	行政供出	二四、〇五〇
	華北運輸公司	訓練生供出	一〇、六六七
		特別供出	一、〇六一
華中	日華労務協会	自由募集	一、四四五
	国民政府機関	特別供出	六八三
満州	福昌華工会社	特別供出	一、〇三〇
計	五 機 関		三六、九三五

(注) 外務省管理局「華人労働者就労事情調査報告書」一九四六年三月刊による。

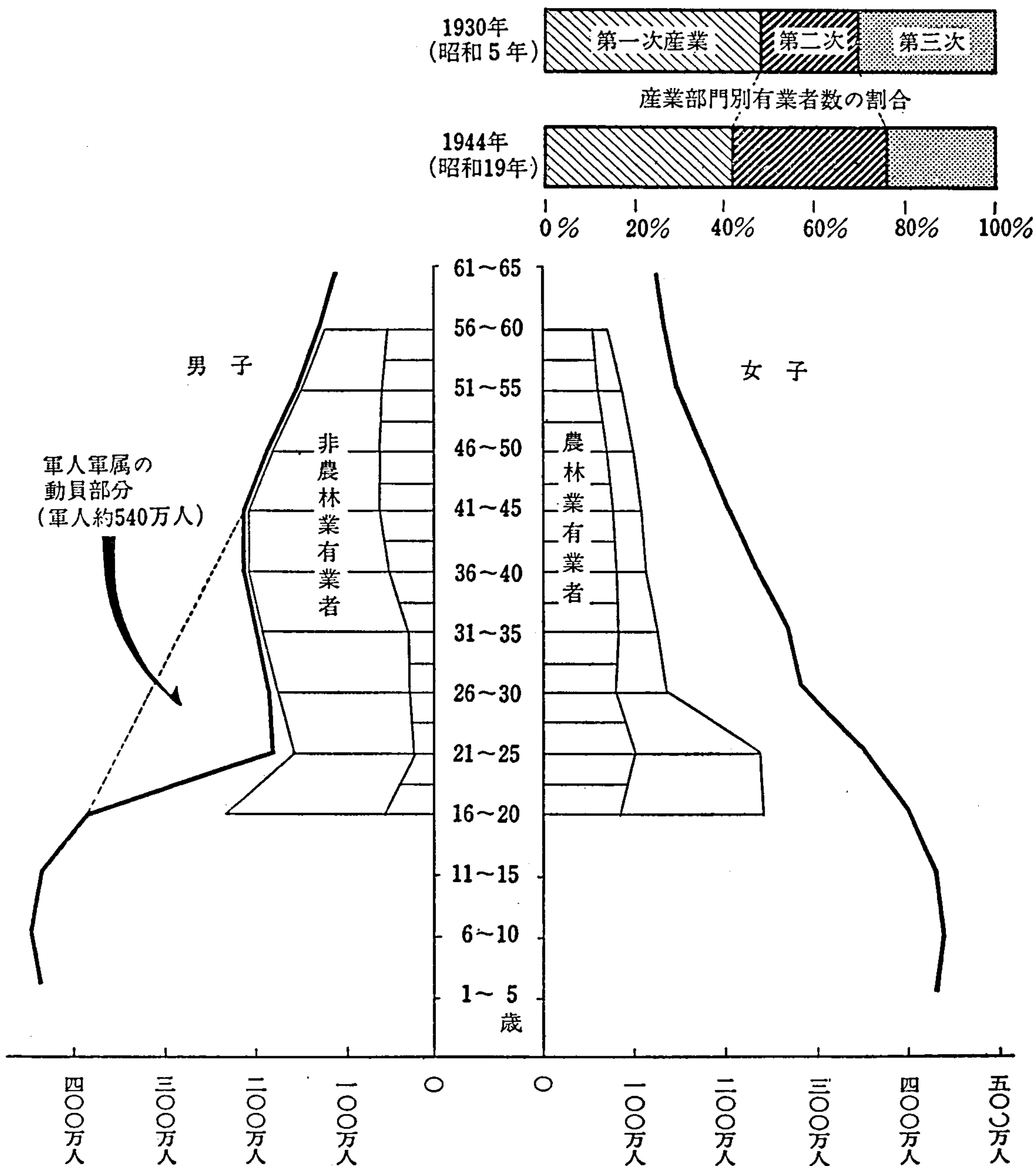
右のうち「行政供出」は中国側行政機関の供出命令にもとづく募集で、上級官庁から下部機関に対して供出員数の割当を行ない責任

数の供出をさせたもの、「訓練生供出」は日本軍が作戦によって得た捕虜、帰順兵のうち一般良民として釈放さしつかえなしと認められたもの、および中国側地方法院において微罪者として釈放した者を華北勞工協会で下渡しを受け、各地の勞工訓練所において一定期間（約三ヵ月）訓練したうえで供出したもの、「自由募集」は条件を示して希望者を募るもの、「特別供出」は現地において訓練と経験をもつ特定機関の在籍労働者を供出したものとなっているが、その実情については、極東国際軍事裁判の判決（B部第八章、通例の戦争犯罪」、同裁判所言語部訳）のなかでも左のごとく述べられている。

戦争遂行に直接役立つ仕事に捕虜と一般人收容者を使用するという方針を決定し、この方針を実行に移す制度を確立した上で、日本側はさらに一步を進め、占領地の原住民から労働者を徴用することによって、右の人的資源を補充した。この労働者の徴用は、虚偽の約束や暴力によつて達成された。徴用されると、労働者は收容所に送られ、そこに監禁された。これらの徴用された労働者と、捕虜および一般人抑留者とのあいだに、ほとんど、またはまったく区別が設けられなかつたようである。かれらは、すべて、体力の続く限り使われることになっている奴隷労働者と見なされていた。この理由で、本章において、「一般人抑留者」という言葉を使用するときは、われわれはいつでもこれらの徴用された労働者をも含めたのである。これらの徴用された労働者は、このように異常な、密集した生活状態に適用される衛生の原則について一般に無知であり、かれらを捕えた日本人によつて強制された監禁と労役、非衛生的な状態から来る疾病に、いつそう容易に倒れた。このような事実によつて、かれらの運命はいつそう悪いものにされていた。



第1図 年齢別および男女別人口総数と農林・非農林別有業者数  
(1944年2月現在)



〔備考〕 1) 軍人軍属を除く内地総人口，1944年2月人口調査結果による。  
2) 軍人数は1944年12月末現在。



こうして強制連行された中国人労働者のうちには、軍事捕虜、日本機関および保安隊等原地機関によって「軍事捕虜」と名づけられ、また「囚人」にされたものなどが含まれていた。たとえば三菱大夕張炭鉱に連行された第一次移送中国人労働者一七六人の内訳では、青島憲兵隊より七六人、警察（留置場）よりのもの六〇人、保安隊二〇人、新民会二〇人となっていた。

なお、朝鮮人および中国人労働者の強制連行に関する資料の詳細については、当研究所資料室報、No. 八九、九〇、宇佐美誠次郎「戦時労働力としての中国人捕虜の資料」を参照されたい。

## 第四章 労働人口の配置と構成

### 第一節 産業別配置

第8・9表は内地総人口および労働力の全般的推移を示すものである。これによると軍隊は一九三〇年における男子人口の〇・八%から一九四〇年には四・六%に、さらに一九四四年には一〇・三%に増大した。一九四〇年一〇月から一九四四年二月までの間における総労働力の増加は三二二万人であったが、そのうち三二八万六千人（増加総数の七〇・八%）が軍隊に動員され、九四万四千人（同二九・二%）が一般労働力の増加となった。

しかしながら、一九四四年三月以後終戦までの一年半に軍隊への動員は一層急激に増加したのであって、その間の動員数三二二万三千人は、一九三七年から一九四三年末までの七ヵ年間の動員数三二七万四千人を上回るものであった。一方、厚生省労働局の概算によ

第8表 陸海軍現役軍人数の推移

(単位 千人)

年 末 現 在	総 数	陸 軍	海 軍
1930 年	250	200	50
1937 年	634	500	134
1941 年	2,411	2,100	311
1942 年	2,829	2,400	429
1943 年	3,808	3,100	708
1944 年	5,365	4,100	1,265
1945 年 <sup>1)</sup>	7,193	5,500	1,693

〔備考〕 1) 1945年8月現在数。

2) 陸・海軍省調べ、労働省編「第二次大戦中の日本における労働統計」による。

れている。

産業部門別（第10表）にみた労働力の最大の増加は製造工業および土建業にみられた。一般労働力中におけるこの部門の労働力の割合は、一九三〇年の二〇・〇%から、一九四〇年二五・〇%、一九四四年三〇・〇%へと高まった。商業部門では一九四〇年から一九四四年にかけて、その労働力の五一・六%を減少した。絶対数では二五二万八千人の減少であった、それらの従業者は政府の直接間接の強制力によって製造業へ転職させられたのである。厚生省の推定ではさらに一九四四年三月から一九四五年三月までの間に六〇万人を減少したといわれた。注目されることは公務自由業従事者が各部門への政府統制の強化を反映して一九四〇年の二一九万五千人から、一九四四年には二九〇万人へと増加していることである。しか

ると、一九四四年三月から翌四年三月までの間に、一般労働力から男子三二四万四千人が離脱し、二七一万六千人が補充されて、男子労働力は差引き約五二万人の減退となり、同じ期間に女子労働力は一四〇万人を増加したと報告さ



第9表 日本内地人口および労働力  
(単位 千人)

区 分	1930年 10月1日	1940年 10月1日	1944年 2月22日
総人口	64,450	73,114	77,044
{男	32,390	36,566	38,605
{女	32,060	36,548	38,439
総労働力	29,620	34,177	37,407
{男	19,030	21,424	23,395
{女	10,590	12,753	34,012
軍隊	243	1,694	3,980
軍隊を除く人口	64,207	71,420	73,064
一般労働力	29,377	32,483 <sup>3)</sup>	33,427 (31,657)
{男	18,789	19,730	19,415 (18,411)
{女	10,590	12,153	14,012 (13,246)

[備考] 1) 国勢調査および人口調査の結果によっているが、軍隊のみは推計であって、そのうちには外地において徴募されたものを含んでいるので、合計人口は内地総人口を過大に示している。

2) 一般労働力とは総労働力から軍隊を差し引いたものである。

3) J. B. コーヘン著、大内兵衛訳「戦時戦後の日本経済」25ページにおける修正数、1940年と1944年の調査結果のうえでは一般労働力の実際上の増加が予期されたにもかかわらず、主として学生の取扱いの差異により20歳以下の男女数で法外な減退を示し、それに応じて無職者が増大していた。同書はいう。「日本の官吏はその説明として、1944年の人口調査は2月に、1940年の国勢調査は10月に行われたのであるが、学校卒業と続いて労働力に実際上はいるのは年々2月以後でしかも10月以前である事実をあげた。それでこの修正は、1940年における10~14歳、15~19歳の年齢層を労働力にいれ、これを、1944年の同じ年齢層の人口に適用することによって算定したのである。この算定は内輪なものであり、最低の修正であるとみられる。」カッコ内は前掲原資料による数字。

し、厚生省はこのときからの一年間にも四〇万人を減少したと見積もった。

## 第二節 工業労働者

製造工業の内部における変化の特徴は、繊維工業における従業者の減退と航空機生産部門でのその著しい増加に示されている。第11表にみるごとく、一九三〇年に製造工業および土建業全従業者数の三三・四%を占めていた繊維工業従業者数は、一九四四年には一三万六千人(五八・〇%)を減少して同じ全従業者数のわずか八・七%となった。この一五年間に木材および木製品では二八万人を、印刷および出版一五万六千人、食料品製造一三万二千人をそれぞれ

減少した。

一方、航空機生産部門では一九三〇年にわずか九千人の従業者にすぎなかったのが、一九四四年二月には一九八万八千人に増大した。同年六月現在における内閣統計局の調査結果ではそれはさらに二〇四万二千人に増加していた。同じ一五年間に、機械および器具では約七十一万人を増加し、そのほかにも造船で五九万人、兵器で四六万人の増加をみるなど、航空機の生産を中心とするこれらの軍需生産部門では、次にしるすような政府の保護と助成、あいつぐ統制措置によって急速な拡張が行なわれたのである。

工作機械工業に対しては、一九三八年に制定された工作機械製造事業法によって、優秀メーカーの能力を増大させ、優秀な工作機械を生産するために、工作機械工場を許可制にし、税法上の特



第10表 産業別労働者数の推移 (単位 千人)

区 分	1930年 10月 1日			1940年 10月 1日			1944年 2月 22日			
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	
実 数	一 般 勞 働 力	29,377	18,787	10,590	32,483	19,730	12,753	31,657	18,411	13,246
	農 林	14,131	7,735	6,396	13,842	6,619	7,223	13,376	5,569	7,807
	漁 業	568	515	53	543	476	67	464	380	84
	鉱 業	316	271	45	598	529	69	805	681	124
	製造業・土建業	5,876	4,428	1,448	8,132	6,178	1,954	9,494	7,243	2,251
	商 業	4,906	3,406	1,500	4,882	3,006	1,876	2,364	1,127	1,237
	運 輸	945	907	38	1,364	1,214	150	1,650	1,385	265
	通 信	1,762	1,369	393	2,195	1,515	680	2,900	1,895	1,005
	自 由	802	92	710	709	39	670	473	58	415
	家 族 的 勞 働	71	64	7	218	154	64	131	73	58
同 割 合 (%)	一 般 勞 働 力	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 林	48.1	41.2	60.4	42.6	33.5	56.6	42.2	30.3	59.0
	漁 業	1.9	2.7	0.5	1.7	2.4	0.5	1.5	2.1	0.6
	鉱 業	1.1	1.5	0.4	1.8	2.7	0.6	2.5	3.7	1.0
	製造業・土建業	20.0	23.6	13.7	25.0	31.3	15.3	30.0	39.3	17.0
	商 業	16.7	18.1	14.1	15.0	15.2	14.7	7.5	6.1	9.3
	運 輸	3.2	4.8	0.4	4.2	6.2	1.2	5.2	7.5	2.0
	通 信	6.0	7.3	3.7	6.8	7.7	5.3	9.2	10.3	7.6
	自 由	2.7	0.5	6.7	2.2	0.2	5.3	1.5	0.3	3.1
	家 族 的 勞 働	0.3	0.3	0.1	0.7	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4

〔備考〕 前掲資料による。

典を与え、輸入税を免除し、償却保証金を交付し、資金調達上の特典を与えるなどの保護助成が行われるようになり、従来工作機械工業に消極的であった財閥もこの時期には積極的に進出した。さらに国家総動員法によって国産化されていなかった機械の試作奨励が行われ、同年の工作機械供給制限規則によっては三〇台以上の工作機械を備える工場の生産する工作機械の供給先が統制された。また標準型工作機械の設計図面を中小メーカーに配布して大量生産の品質確保に努めるところがあった。

一九四一年の改正機械製造事業法および四二年の重要機械製造事業法によってさらに統制が強化され、また重要機械専門化への指導も強められた。優良工作機械認定規則による優良品の認定が行われ、品質向上への一層の努力がみられたのもその具体化であった。

一九四三年には航空機増産確保の為必要な応急措置の件によって、戦時型の採用、企業集団の結成、工場管理等が実施され、設備機械動員実施要綱にもとづき現に稼働中の不急産業における工作機械が航空機生産に動員され、四四年には工作機械メーカーも一部不可欠の工作機械を最低限度に確保するほかは、設備技術のすべてを航空機生産に振りむけられた。

産業機械工業では、原動機、ポンプ圧縮機、起重機等運搬機など軍需生産の基礎となる部門や一部の化学機械（人造石油、合成繊維など）、採鉱機械が一九四一、四二年頃まで拡大したほかは発展をみず、大企業から漸次軍需生産に転換していった。戦前最大の部門であった紡織機械工業も一九三八年の繊維機械製造制限令によって繊維機械が原則として製造禁止されたために、工作機械や兵器などの生産に転換していった。

計量機器・光学音響機器生産部門のうちでは、計器類や光学機



第11表 鉱業・製造業および土建業労働者数 (14~60歳)  
(単位 千人)

産 業 別	1930年 10月 1日			1944年 2月22日		
	総計	男	女	総計	男	女
鉱 業	316	271	45	805	681	124
金 属	46	41	5*	159	133	26
石 炭	226	189	37*	540	461	79
石 油	5	5	..*	12	10	2
そ の 他 鉱 物	3	3	..*	36	29	7
土 石	36	33	3*	58	48	10
製造業および土建業	5,876	4,428	1,448	9,494	7,243	2,251
金 属	399	380	19	836	720	116
機 械 お よ び 器 具	219	207	10*	936	757	179
造 船	100	99	1*	693	638	55
航空機および部分品	9	9	..*1,988	1,574	414	414
車 両 お よ び 機 関 車	90	89	1*	194	171	23
兵 器	34	33	1*	496	395	101
精 密 機 械	57	54	3*	85	65	20
化 学 製 品	201	164	37	613	428	185
織 維 製 品	1,960	844	1,116	824	251	573
窯業および土石製品	210	180	30	232	170	62
木 材 お よ び 木 工 製 品	652	583	69	372	309	63
印 刷 お よ び 出 版	266	230	36	110	77	33
食 料 品 製 造	496	396	100	364	227	137
ガ ス ・ 電 気 お よ び 水 道	122	118	4	157	139	18
土 木 建 築	963	956	7	1,075	1,026	49
そ の 他	100	86	14	519	296	223

- [備考] 1) 「航空機および部分品」には、航空機、機体、発動機、プロペラ、その他の部分品、航空兵器を含めてある。したがって、「兵器」のうちには航空兵器を含まず、また、「精密機械」には航空機の測定器具を含まない。
- 2) \*印は14歳から60歳までのものを含む人口調査結果による概算数。
- 3) 1930年国勢調査および1944年人口調査結果による。前掲資料掲載。

械など軍需生産部門のみがのび、その他の民需向部門は縮小した。たとえば、時計工業は主要工場の大部分が軍需生産に転換され、一九四二年以後は置時計、目覚時計の生産は全く中止されるに至った。

自動車生産部門でも、普通車総数(バス、トラック、乗用車)の生産台数は一九四一年を頂点に以後減少し、一部機械設備が航

空機生産に転換させられた。

航空機工業は軍需生産の中心をなし、原料および工作機械を含めて強力に保護、統制され、一九三八年の航空機製造事業法以後種々の方策により、軍用機の生産は三七年の一五八〇機から四一年には六一七四機、四四年には二万六五〇七機(通産省調べ)に達した。しかし、この部門への物的、人的動員の集中にもかかわ



第12表 製造工業および土建業に従事する  
作業員数 (14~50歳) (単位 千人)

区 分	1940年 10 月	1944年 2 月	1940~44 年の変化	増減率 %
製造工業および 土建業合計	6,981	7,814	833	12
男	5,271	5,936	665	13
女	1,710	1,878	168	10
金属工業	594	695	101	17
男	550	610	60	11
女	44	85	41	93
機械器具工業	1,800	3,681	1,881	105
男	1,633	3,067	1,434	88
女	167	614	447	268
化学工業	475	471	(-) 4	(-) 1
男	347	321	(-) 26	(-) 7
女	128	150	22	17
ガス・水道・電気	82	94	12	15
男	79	89	10	13
女	3	5	2	67
窯業	256	188	(-) 68	(-) 27
男	205	134	(-) 71	(-) 35
女	51	54	3	6
繊維身回品工業	1,497	717	(-) 780	(-) 52
男	533	178	(-) 355	(-) 67
女	964	539	(-) 425	(-) 44
製材木製品業	431	294	(-) 137	(-) 32
男	399	243	(-) 156	(-) 39
女	32	51	19	59
食料品製造業	368	284	(-) 84	(-) 23
男	249	166	(-) 83	(-) 33
女	119	118	(-) 1	1
印刷製本業	116	85	(-) 31	(-) 27
男	98	57	(-) 41	(-) 42
女	18	28	10	56
土 建 業	825	885	60	7
男	809	850	41	5
女	16	35	19	119
そ の 他	537	420	(-) 117	(-) 22
男	369	221	(-) 148	(-) 40
女	168	199	31	18

[備考] 前掲資料による。

ならず、その後の資材並に熟練工の不足と度々の空襲による被害のため、終戦時における月産は空襲前に比べて機体はわずか二一%、発動機は一六%にまで低下した。

製造工業における一九四〇年と一九四四年の間の変動の大きさは第12表のごとくである。これは第9表とは異なり、一四歳から五〇歳までの労働者についてだけの結果であって、また、造船、航空機、兵器等の生産部門を「機械器具」という区分に一括したものである。それらの緊要な軍需生産部門についてさえも女子労働者の増加割合が男子のそれよりも大きい、それは政府が兵力の動員による技術者、熟練労働者等いわゆる中堅労働者の補充として、商業労働者、女子、朝鮮人労働者を含むあらゆる種類の未経験労働者を軍需工場におくりこみ、一九四〇年の総数を越える絶対数を維持しようとしたとはいえ、労働力の質的な低下に対する考慮に欠けていたことを示すものといえる。



## 第五章 主要産業における労働力

### 需給事情と労働移動

#### 第一節 概況

準戦時経済体制下における一般的な労働力の不足、それに加え、軽工業、平和産業から重化学工業、軍需品生産拡充産業へと、産業の再編成に伴う労働者の配置と構成上の急激にして大規模な変動によって、労働移動は増大した。殊に既経験熟練工の著しい払底のために、それらのいわゆる中堅工が高条件をもって「争奪」されたのである。第13表によつてみても、一九三七年六月から一九四〇年下半期までの期間において、労働移動率がしだいに高まつてい、あれこれの防止策が講ぜられたにもかかわらず、いっこうその減少をみていかなかったこと、そしてまた次のことがわかる。

一、移動率の高い産業順位は、まず石炭鉱業、ついで紡績工業、機械器具工業の順になること。

二、この移動率の高まりは、石炭鉱業では解雇の増大、雇入れの増大の同時並行的進行によつて行つており、紡績工業では解雇率の増大に、機械器具工業においては雇入れの増大によるところが大きいといへ、どの産業部門をとつても漸次雇入れ率の増大より解雇率のそれへの接近によつて移動率を高める傾向にあったといふこと。すなわち、

三、紡績工業は一九三七年六月すでに解雇率大（雇入れ率三・四％、解雇率四・四％）、石炭鉱業は一九三八年末まで雇入れ率大、一九

第13表 産業別移動率の推移 (%)

年 月	総数工場			金属工業			機械器具工業			造船業運搬用具		
	雇入れ率	解雇率	移動率	雇入れ率	解雇率	移動率	雇入れ率	解雇率	移動率	雇入れ率	解雇率	移動率
1937年 6月	3.2	2.9	6.1	—	—	—	2.9	1.7	4.6	—	—	—
12月	3.2	4.7	7.9	—	—	—	4.1	2.4	6.5	—	—	—
1938年 6月	3.8	3.7	7.5	—	—	—	4.6	2.8	7.4	—	—	—
12月	3.7	4.2	7.9	—	—	—	4.3	2.9	7.2	—	—	—
1939年 上半期	6.2	4.3	10.5	5.7	3.4	9.1	8.2	4.4	12.6	5.6	3.0	8.6
下半期	4.6	4.6	9.0	4.8	4.9	7.9	4.7	3.9	8.6	3.1	2.6	5.7
1940年 上半期	4.7	3.4	8.1	4.9	4.0	8.9	5.4	4.0	9.4	3.7	2.8	6.5
下半期	3.9	3.8	7.7	4.0	3.9	7.9	4.2	3.7	7.9	3.2	2.5	5.7
年 月	精巧工業			化学工業			紡績工業			石炭鉱業		
	雇入れ率	解雇率	移動率	雇入れ率	解雇率	移動率	雇入れ率	解雇率	移動率	雇入れ率	解雇率	移動率
1937年 6月	—	—	—	3.0	2.3	5.3	3.4	4.4	7.8	6.0	5.9	11.9
12月	—	—	—	2.7	2.4	5.1	2.6	7.5	10.1	8.0	5.0	13.0
1938年 6月	—	—	—	3.2	3.4	6.6	3.2	4.7	7.9	6.8	6.2	13.0
12月	—	—	—	3.2	3.6	6.8	3.2	6.0	9.2	8.1	5.4	13.5
1939年 上半期	6.9	4.1	11.0	3.0	2.2	5.2	6.1	5.6	11.7	8.1	8.3	16.4
下半期	4.0	3.7	7.7	4.8	4.7	9.5	3.8	4.9	8.7	8.8	7.2	16.0
1940年 上半期	5.1	5.4	10.5	3.8	4.7	8.5	5.2	5.3	10.5	7.6	7.9	15.5
下半期	3.6	3.9	7.5	5.9	4.8	10.7	3.7	4.8	8.5	8.5	7.4	15.9

〔備考〕 1) 1937年、38年度は日銀調べ「労働統計」、1939年度上半期は内閣調べ「統計時報」、同年度下半期以降は内閣調べ「労働統計月報」。

2) 移動率は雇入れ総数および解雇総数を月末在籍総労働者数で除したもの。

3) 森耕二郎「労務者移動問題」（日本学術振興会報告「時局と社会政策」所収）317ページによる。



三九年上半年解雇率大（雇入率八・一％、解雇率八・三％）、機械器具工業では一九四〇年上半年まで雇入率大、下半期にいたって雇入れ、解雇とも同率に接近（雇入率四・二％、解雇率三・七％）を示している。

右の移動率の産業別順位と、労働者の一日当たり賃金実収額の順位とではほぼ相応じていたことは、移動率の増大傾向が広い意味の労働条件の差異、なかならず賃金の高低をテコとしていたことを示すものといえる。すなわち、一九四〇年下半年における全産業の解雇率順位、造船業二・五％、機械器具工業三・七％、金属工業三・九％、精巧工業三・九％、化学工業四・八％、紡績工業四・八％、石炭鉱業七・四％に対し、同年四月の労働統計実施調査結果による労働者の一日当たり実収賃金額の順位は、造船工業三円五四銭、金属工業三円五〇銭、精巧工業三円四六銭、機械工業三円一九銭、化学工業二円五五銭、石炭工業（坑外夫）一元九九銭、紡績工業一元九七銭であった。そして、産業により、それぞれの特殊事情にもとづく移動要因をもっていったとはいえ、既経験労働者の高条件をもつてする吸引によって、労働移動が著しく促進されていたことが、次の引用においてもうかがえる（「適正賃金をめぐる二つの座談会」「社会政策時報」第二四二号、一九四〇年十一月）。

**工作機械工場労働者**——蒲田方面の軍需工業は比較的現在恵まれた地位になつてをります。まず今までの幼年工は小さい工場で二年位徒弟として働いて三〇円か四〇円しか取れなかつたのが、二年後に町工場へ行つてその向の仕事につくと直ぐ一〇〇円位、多いのは一二〇〜三〇円も一八歳位の子供で取る。それといふのは大きな会社の技術の仕込みが小さい工場とは違ふのです。結局小さい工場で育つた者が大きな工場に勤めると二倍、三倍の能率を挙げる。さういふ関係でどうしても幼年工の引抜きにかかる。

賃金は実際の技術と比較して払ふのでそれは当然のやうにも考へられますが、しかし反面に二五歳位で同じ会社に中年で入つた者は七〇円位しか取れない……。

**工作機械工場労働管理者**——わたしの方は大きい所は将来があるからといふわけで、見習工は比較的応募者も多かつた。しかし最近大きい所は統制令で初給賃金が定まつてゐるで稼いだ所でペラポウな賃金は貰へないと云ふので、小さい工場を目指すやうになつてきた。大きな所は前から先輩が幾らもゐるので順序があつて中々上れない。小さい所は相当な賃金で使つてくれる。それで小さい所に行くには大きな所を通つて行くといふわけで、一ヵ月なり、二ヵ月なり実習的な訓練をすると、仕事を覚えれば直ぐ小さい所に流れて行く、かういふのが最近非常に多くなつてゐます。

**職業紹介所員**——非常な労働者不足の状態ですから、技術と賃金とがこれまでのやうに一致しない。すなはち新に募集する時は、その人の技術が低くても隣の工場から転じたことによつて五銭上る、一〇銭上るといふやうなことで、その人の技術が幾らといふことなしに、移動してくる度に賃金は別に考へられる……。

**計器工場労働者**——今頃やつてくる人のやり方を見てみると、兎に角労働手帳が無ければ相手にされないから手帳を出します。それと同意書がなければならぬ。所が同意書の方は出さない。今は会社でも御互に頭の使ひつこをしてをりますから、入つてくる者は必ず同意書を持つてゐる訳ですから、そいつを懐に入れて出さない。会社の方も手が足りないから兎も角も納得して、手続をするから働いてくれといふことで一週間ばかり居らせ、きた人はこの間に会社で働いて様子をみて、大体月にして給料は幾ら位になるかといふことがわかつて、ここに居ついてもよいといふことになるかと初めて同意書を出す。いやならば外に行つてしまふ。



第14表 工場労働者延就業人員指数  
(1937年7月=100)

区 分	1939年 7 月	1940年 7 月	1941年 7 月
男 工 A	175	201	239
男 工 B	115	129	140
男工総平均	127	143	160
内 機械工業	143	209	225
造船業	158	163	201
化学工業	117	118	126
紡績工業	84	77	74
女 工 A	103	97	96
女 工 B	96	103	100
女子総平均	100	99	98
内 機械工業	165	271	274
造船業	362	433	488
化学工業	119	118	120
紡績工業	86	76	72

〔備考〕 1) Aは20歳未満, Bは20歳以上。  
2) 内閣統計局調べ。

工作機械工場労働者——材料の関係なんかで仕事ができないと将来に不安なので矢張り若い人達は材料をもつてゐる様な処に行く。そんなことでぐるぐる歩き廻る訳ですね。

工作機械労働者——「移動しない為の何かいい方策はありませんか」厭なものには誰が何といつても厭ですから仕様がなれないと思ひます。それは足に縄をつけても切つて逃げてしまふのですから駄目です。それは営利本位の仕事でも、事業別にでも同じ賃金形態にしなれば駄目ですね。「事業別に賃金を決めるといふのですか」さうです。紡績でも何処でも熟練工の賃金は大体同じにする。さういふ様になればさう移動もないし、その事業自体を保つて行くことも完全にできると思ひます。

労働移動の盛行は右のごとくであつた。そして、それによつて労働能率の低下をきたしたというのみでなく、移動防止を目的としてとられた諸措置もまた、労働能率の低下を助長する傾きのあつたこと

第15表 軍需品工場労働者欠勤率  
(%)

区 分	1937年	1938年	1939年	1940年
移動率 {男女}	3.86 4.90	6.75 7.49	6.56 10.93	5.02 9.53
残業率 {男女}	17.21 12.44	20.82 11.09	14.68 6.14	14.76 8.95
公傷病欠勤率 {男女}	0.59 0.08	0.67 0.10	0.66 0.20	0.46 0.10
私傷病欠勤率 {男女}	2.49 2.82	2.79 3.40	2.90 4.04	3.22 4.44
事故欠勤率 {男女}	3.65 3.17	4.94 4.41	7.23 6.16	6.53 8.38

〔備考〕 厚生省労働局調べ。

前者では約三倍、後者では実に五倍に近い増加であつた。そのほか物資統制の強化によつて商業部門等から生産拡充産業に転業したものも多数にのほり、これら未経験労働者の急増によつても労働能率の低下はさげられなかつた。こ

とは注目に値する。すなわち、労働者の就、退職を制限してその自由を束縛し、さらに賃金を公定してその高騰をおさえることは労働移動の防止にとって不可欠の措置ではあつたが、それによつて生じた労働者の被圧迫感には能率低下の有力な要因となつた。能率低下の別の要因として見のがすことのできないのは少年工、女工その他未経験者の激増によつて労働者の素質が著しく低下してゐたことである。すなわち、内閣統計局調べの工場労働者延就業人員指数(第14表)によると、一九三七年七月以降四一年六月までに、二〇歳以上の男子労働者は四割の増加を示したにとどまるが、二〇歳未満の少年工は同期間にほぼ二倍半近くに激増した。他方女子労働者は総数においてほとんど変わらず、二〇歳未満の女子のときはかえつて若干の減少すら示したが、これはおもに紡績工場における女子労働者が激減したためで、生産拡充産業部門では顕著な増加となつた。なかんづく、機械工業ならびに造船業におけるその増加はめざましく、



とにそれらの未経験労働者を指導すべき熟練労働者、いわゆる中堅工の払底が著しいさいであったから、未経験労働者はいつまでも未経験労働者のままで、半遊休的存在と化していたとさえいわれた。

さらに、労働者稼働率の減少も、能率の低下要因として無視しない。それは第15表における軍需品工場の欠勤率増加に端的に示されている。この部門における生産力の拡充は労働力不足のますます激化するなかで行なわれたため、労働時間の延長を不可避としたのであるが、長期にわたっての労働強化は労働者の疲労、罹病、労働災害等を必至とし、欠勤率は日を追って累増していった。もっともそれには急増した未経験工の欠勤率がとくに高かったこと等の特殊事情が加わっていることを考慮せねばならないが、とにかくこのことによっても労働能率は目にみえて低下していたのである。

## 第二節 石炭業

「炭鉱の魅力は何ら技術的素質なき労働者と雖も入籍すれば翌日より相当の賃金を得らるるにあり……」と指摘されたように、戦前の炭鉱経営様式のもとにおける炭鉱労働力は、高技能を要しない未熟練労働力の代表的なものといえた。そして、日中戦争、太平洋戦争を通じ運搬系統の機械化が部分的に進められたとはいえ、機械採炭による合理化は見おくられ、一貫して労働力の量的な増加方策が行なわれた。いま、太平洋戦争勃発以後における炭鉱労働者数の推移をみれば次のごとくである。

年 月	月末現在労働者数(人)	同上割合
一九三七年六月	三三、六九六	一〇〇・〇
一九四一年一月	三三、四六八	一〇〇・三
右のうち朝鮮人労働者	四、五九六	一

一九四二年六月	三五、八四八	一五・四
一九四三年六月	三七、三八〇	一六・九
一九四四年六月	四〇、五七五	一八・三
一九四五年三月	四三、二四一	一八・一

右のうち朝鮮人労働者  
中国人労働者  
捕 虜

(注) 日本石炭鉱業会および石炭統制会調べ。

ところで、炭鉱労働者の労働移動の激しさは、さきにかかげた第13表によって知ることができるが、ことに一九三九年以降における移動率の異常な上昇は解雇率の増大によっていたのであり、かつその解雇が企業の人員整理から生じたものでなく、やむをえざるものであったことは、一方においてこれに代置する労働力需要の喚起となり、雇入率の上昇を招いていることから推論できる。また、この間の事情は、某鉱業所労働担当者の次の説明のうちでもかなり具体的にかがえる(協調会「農村と鉱工業との関係、第三輯」、一三―五ページ)。

わたしのところは毎月の雇入れが大体三〇〇人位であります。これが一三年「一九三八年」辺りは六〇〇人でありまして、六〇〇人入れば五五〇人位出て毎月五〇人位の増で年末に締切りますと五、六〇〇人の増といふことになります。ところが一四年「一九三九年」になつて、どういふことになつたかと申しますと、大体平均して一〇〇人位減りまして五〇〇人位入りまして五〇〇人位出る。これはもう増減ない、かういふことだつたんです。今年に入りましてからはさらに減り、今度は月平均で二〇〇人位前の年よりも減りまして大体三〇〇人位しか入つてこない。さうして出るのは反対に四〇〇人も出る。こんなやうな状態になりまし



て、それだけ農村から出る者が減つてきた。それから来る労働者がどうかといひますと、どうも体格が落ちてきた。同時に本当に若いし御承知のやうに一六歳以下は坑内に下れないのですが一六、七位の若い青年が比較的多くやつて来るやうになつた。それは本当に身体ができてゐないし、坑内の仕事にどうみても不向きだといふやうなのが段々ふえてくる傾向があるわけです。

かういふやうな結果からして半島人を入れるといふことになりま。昭和五、六年の頃にも使つてゐましたがわたしの会社では全部整理をしたんです。ところがどうしても半島人を入れようと、いふことで、団体移入といひまして、朝鮮の方から団体的に連れてき、それを今使つてゐるわけですが、この半島人も何時までも募集できるかといふと、色々の事情からいよいよ募集が難しいんぢやないか、さうすると半島人は募集ができえない。内地人は現在どんどん減りつつある。かういふやうなことになると増炭も果してどうなるかと大いに心配してゐるのであります。

それから労働者が何処へ出て行くかといふことですが、勿論農村に帰るものもあるでせうが、炭鉱全体で減つて行くといふことになりますと、相当工場へ出て行くのではないか、兎角若い者は炭坑で働くといふよりも、工場で働いてゐるといへば体裁がよいとか、単なる利益に動かされる気風もあるので、さういふふうで相当工場に出て行くのぢやないか……。試みに筑豊線に乗りますとナツパ服を着た沢山の労働者が、洞海湾の工場へ、朝出て行つて夜また帰つて行く、これは戦前はあまりみられなかつた現象ですが、最近是非常にそれが多くなつてきた。これはその何パーセントかは炭坑から出て行くのであります、あの洞海湾べりの遠賀郡辺りの炭坑の話によく出るのですが、労務係の一つの悩みに……炭鉱は御承知のやうに社宅を稼動者に貸して

をる。そして親父さんはずつと炭坑に働いててそれを無料で借りてゐる、その息子は何時の間にか炭坑をやめて工場に通つてゐる。癪にさはるからさういふことをされては困るといひますと、親父がそれなら自分もやめるといふ、親父にやめられると元も子も無くなるので仕方なしに目をつぶつてゐるといふやうな現状で、相当工場に出てゐるといふことがうなづかれるわけでありま。なほ二五歳以下の女子は入坑禁止といふことになつてをりますが、実際これを現場に当はめますと、二五歳の子供のある女子は、子供の世話とか旦那さんの世話とかさういふことで家庭的な仕事に追はれて事実坑内に下れない。寧ろ希望してゐるのは二〇歳前後の女子、この年齢の女子なら相当炭坑にをるんです。ところが坑内に下れないといふのでその女子が方々に出て行く、カフエーに行くのもあるし芸者になつて行くものもある。さういふために女子労働者が集まらないといふ結果になつてをります。

炭鉱労働力のうち基幹的地位にある採炭夫については、それが鉱山に雇い入れられたことは必ずしも常日出勤することを意味していなかつた。極言すれば、在籍するといふことは稼動する意思があるといふにすぎず、在籍人員の増加は直ちに毎日の稼動人員の増加といふことになつて現われない。すなわち、稼動率七〇%といふことは在籍者をかりに一万人とすれば、特定日に七千人しか働いていないことを意味し、実に三〇%の三千人がなんらかの理由で遊休していたことを示すものであつた。かくして、同じ労働力の不足にしても、移動による在籍人員の減少、稼動率の低下という二重の問題を早くからかかえて、炭鉱におけるそのひっばく感他諸産業にみないほど深刻な様相を呈してしたのである。福岡鉱山監督局が最も移動の激しい管内二〇余万の労働者に石炭増産の急務を訴えた告示文も次のように述べている。



## 炭鉱労働者諸君に告ぐ

支那事変もすでに四年、大陸においても新政権が今生れ出んとしてをり、わが国の努力もあと一押しといふところまできました。が、国民は些か気分がだれてゐるやうに見受けられます。今が一番大事です。ここで力が抜けて了つては何の為に今まで苦勞してきたか判りません。生産力を拡充し、聖戦の目的を達成する為には一層石炭の増産を図る必要があります。然るに現在、大阪では石炭不足の為に工場の機械が動かなくならうとしてをります。さうなつたら軍需品の製造もできず、生活必需品もますます足りなくなります。

諸君！ 身勝手な移動や欠勤をやめて次の表を見て下さい。

「九州の炭鉱労働者が一年間完全に移動をやめて働けば、石炭年産一四〇万噸増産、平均して一ヵ月にあと二日よけいに働けば石炭年産二八〇万噸増産」

何卒諸君におかれては、時局の重大なるに目覚めて御国の為、各々その職務に精勵して下さい。

炭鉱労働者の移動理由については、某大手筋炭鉱所の報告中に次のような記述がある。それらの理由からしても、炭鉱業における労働移動の防止については、およそ三つの点に論議の焦点があったといえる。その第一は、いうまでもなく移動率がとくに高かったことであつて、その一般的な理由としては、地下労働より地上労働が選好されていたことがあげられる。第二に、同様な理由により労働者の補充、給源の点でも他の諸工業に比べて、一層困難な事情にあつたということ。第三に、炭鉱業においては人間労働力に依存する程度がはなはだしく、いわゆる資本の有機的構成が低かつたという点である。すなわち、戦前戦時中を通じて、残柱式に代え、長壁式採炭法の導入が普及したといつても、それは作業単位規模の拡大と運

搬系統の機械化合理化を進めえたのみで、炭壁面における採炭技術は多く手労働に依存し、最も機械化された好条件の炭鉱にあつても労働賃金の山元生産費中に占める割合は約四五〜五〇%であつたとされていたのである。

## 某大手炭鉱における労働者移動理由

一、労働界の激変に伴ふ大手筋炭鉱の伝統的魅力の減退

炭鉱の魅力は何ら技術的素質なき労働者といへども入籍すれば翌日より相当の賃金をえらるる点にありしが、国内労働力の全般的不足は全般的賃金の高騰を来たさしめ農業日稼に林業に、土木事業にあるひは工場地帯において大手筋炭鉱と同程度の賃金をえらるるに至り、転職者、帰農者を続出せしめ移動の原因を招来せり。なほ大手筋炭鉱の購買会が豊富なる物資と低廉なる物資とを配給しえたる事が労働者並びにその家族に多大なる恩恵なりしが時局下物資の不足は生活必需品にも事欠くに至らしめ、これに加へて統制の強化はいよいよ購買会の福祉的機能を減少せしめたり。また飯米の減給と代用食の増給により農村出の労働者をして反つて農村生活を追慕せしめ帰農心をそそることとなれり。

## 二、青年鉱夫の工場への転職

青年鉱夫の大部分は鉱夫の将来性につき常に疑問を有するものにして、随つて炭坑に永住せんとする決心なく、たまたま工場地帯の労働力需要増大は工場においても労働者の質のいかんを問はず採用せらるる為、社会的地位高しと見らるる工場に職工を希望する者増加するに至れり。

## 三、短期労働者の増加

農村生活の活況は炭坑に永住せんとする者を減少せしめ、ただ農閑期を利用した短期出稼に変わりつつあり、したがつて異動を招来するに至る。



四、その他種々あるものと思はる。

なほ、移動先は帰農、同種鉱山に転職、その他に転職、兵事、逃走その他にしてその詳細不明なり。

また、某石炭鉱業所で発表した移動原因は左のごとし。

一、家庭の都合によるもの 退鉱者中の約二〇〜三〇%

イ、家庭的事情によるもの、ロ、帰農するもの、ハ、商業に転向するもの、ニ、その他等

二、坑内の作業条件に対する不満によるもの 同約三〇〜四〇%

イ、坑内の作業場に対する不満、ロ、坑内の温度に対する不満、ハ、その他危険感によるもの等

三、同一作業場における労働者相互間の意思の不一致によるもの 同約一〇%

四、労務係、坑内係員との不和によるもの 同約一〇%

五、賃金の不満によるもの 同約一〇%

六、福利施設その他生活環境に対する不満によるもの 同約一〇%

炭鉱労働者の労働移転防止については、その後国民労務手帳法、労務調整令の制定等による労働統制の強化をまっぴらごめん一応の効果をみる事ができたとはいえ、労働力の質的低下はあらず労働能率の著しい減少を免れることはできなかった。

しかも、国内における労働力事情のひっばくにより、一般青壮年の割当のごときも結局空手形に終わったといわれ、かつまた労働者の召集があいついだので、炭鉱労務の充足対策としては、朝鮮人労働者の移入にしたいに多くを依存せざるをえないこととなった。朝鮮人労働者の全鉱員中に占める比重は、一九四三年においてすでに次のように高い割合を占めていた（小野哲四郎「炭鉱における当面の労務事情」「社会政策時報」第一八〇号、一九四四年一月所収）。

半島人労働者の全鉱員中に占むる密度は、最近、加速度的に高くなる一方であるが、すでに全在籍鉱員中五割、坑内夫については六割乃至七割、採炭夫については七割乃至八割が半島人労働者によつて占められてゐるが如き、石炭山には最近幾多見うけるに至つてゐる。

炭鉱夫の召集者は一九四二年時末までに五万人と概算され、つづく一九四三、四四年に各年度約一万人を増加したと推定されている。そのうち一九四四年六月に内地に駐屯していた軍隊から約五千人が召集を解除されて鉱山に復歸した。同年末に政府は鉱山技師の徴用を中止し、一九四五年初めには全鉱夫の徴用が中止された。

朝鮮人労働者の移入については、石炭統制会の報告書のなかで次のように述べられている（コーヘン、前掲書、下巻、八〇ページ）。

日本の鉱山業の著しい特色は機械力の利用が殆んど行われていないということである。それは鉱石の所在と品質が貧しく経営上引合わないからである。労働者が大いに求められる所以である。

：：召集されたり入隊したりする者のうちのますます多くが熟練せる青年であり炭坑労働にとつて最も欠くべからざる人々であつた。労働日と労働時間の増大にもとづく疲労の累積による事故の増大と労働成果の減少とは、地下労働に対する悪感情を日本人に懐かせてしまった。この理由のために朝鮮人および中国人の労働者が移入されねばならない。

一九四五年三月における朝鮮人炭鉱労働者一三万五七五一人は炭鉱労働者総数二四万三七七一人の三二・九%、中国人労働者九六五一人を加えるならば同じ総数の三五・三%に及んでいたのである（石炭統制会調べ）。

一九三九〜四四年度にわたり、九〇万七六九七人の朝鮮人を内地に移送する計画がたてられたのであるが、計画数の七二・九%に当



たる六六万二千人の朝鮮人労働者がつれてこられ、そのうちのほぼ半数近くが炭鉱へ送られた（本編第三章参照）。かくして、全炭鉱労働者中における朝鮮人労働者の割合は、一九四五年三月現在で三二・九%（中国人労働者を含めれば三五・二%）を占め、またさきの引用にもみることく「全在籍鉱員中の五割、坑内夫については六割乃至七割、採炭夫については七割乃至八割が半島人労働者によって占められてゐるが如き、石炭山には最近幾多見うけるに至つてゐる」とも指摘された。だが、これら朝鮮人労働者の間では、炭鉱からの逃走者が続出し、労務充足計画をいっそう齟齬せしむるほどにおびただしい数にのぼつていた。当時の炭鉱全般における「逃走」という名の移動現象を明らかに知りうる統計を見いだすことができないので、試みに某炭鉱の事例によつてみるならばその実情は次表のごとくである。すなわち、逃走の勤続期間別数では、着山三ヵ月以内に逃走する者が圧倒的に多く、その後は順次に減少してようやく一カ年を経過して定着していたことが知られる。

三ヵ月未満	三ヵ月	六ヵ月	九ヵ月	一カ年以上
六四%	一八%	一〇%	六%	二%

さらにこれを年齢別にみるならば、三〇歳未満の青年層に多かったことがわかる。

二〇歳未満	二一歳	二六歳	三一歳	四〇歳以上
二五%	三一%	二五%	一七%	二%

これらの逃走の原因については、言語、風俗習慣を異にする生活環境に加えて、炭鉱という特殊な労働条件のもとで生ずる郷愁によるもの多かつたことは想像にかたくない。ことに強制的に連行されてきた若年者の場合には、その郷愁にいっそう切実なものがあったであろう。しかも、この逃走が多く外部からの誘引によつて行な

われていたことは、次にみるごとくである（小野哲四郎「炭鉱における当面の労務事情」『社会政策時報』第一八〇号、昭和一九年一月刊掲載）。

しかれば、逃走の原因が何であるかについては世上、種々の原因が挙げられてゐるが、筆者が未熟なる体験に基いていひうる事は（一）外部からの高賃金、豊富なる食料等の好餌をもつてする誘惑、（二）当初より逃走を予定して渡航せし者があること、（三）坑内作業の嫌悪、（四）賃金に対する不平、（五）食料の不足、（六）規律生活への嫌悪、（七）官幹旋の結果無理に供出せられたるものの郷愁（特に若年者に多い）等々幾多の原因がみられるが、これらの原因は互に相複合し、その中何れの原因によるものが何割と、統計的に断定を下す事は不可能であり、且つ危険であるが、しかしこれら諸原因の中特に私共が見逃してはならないのは、外部からの誘引による逃走が圧倒的に多い事柄である。

恐らく逃走者の半数はこれによるものと称するも過言ではあるまい。次いで重なる原因は坑内労働に対する嫌悪であらう：：：なほ、ここでは特に外部からの誘引に基く逃走についてみるに、現に一人の半島人労働者の労働市場における市価は三〇円乃至五〇円だとは世上公然といはれてゐる事柄である。外部からの誘惑による逃走は常に二人以上の集団であるが、炭鉱の在籍者（半島人労働者）を手先とするか、もしくはポン引を潜入せしめてなす引抜き組織網の巧妙且つ広範なるにいたつては驚くべきものがあり、逃走者の変装の為の更衣所もあると聞くにおいては、単に一笑に附し難き戦慄すべきものがある。

海を渡つて内地に渡航した当初、坑内作業にも慣れず、毎日唯恐怖観念をもつて支配され、坑内労働に愈々嫌悪を覚え始めてゐるとき、しかも半島における零細農民であつた無智文盲の彼らが



着山するや直ちに、彼らの最も好まない規律訓練、生活訓練、作業訓練等を相次いでうけねばならない時、地上労働であること、生活が自由で腹一杯の食料もあり、高賃金であるといふ事をもつてする甘言がいかにかに効果的であるかは推して知るべきである。：：彼らの逃走先は土建労働の下請業者の飯場であるのが常であるが、かくて彼らは再び原始的な浮動労働者群に落ち込んで行く。

鉄鋼業における朝鮮人労働者についても次のような記述がある。

鉄鋼業における朝鮮人は、一九四五年八月一五日において一万二六六九名を数へた。そして「かれらはいやいやながらではあったが、日雇労働者の不足を大いに救った」。一九四四年軽金属工業における熟練労働者の不足が激化したとき、軽金属統制協会は「もし役に立つなら老人であろうと、若者であろうとまた朝鮮人労働者であろうと、新しい労働者を受け入れる」と発表するにいたった(E・W・ワグナー「日本における朝鮮少数民族」一九五一年)。

不急産業からの徴用は、しかし徴集された熟練労働者を十分に補うものではなかった。朝鮮人の工業への注入についても同様であった。朝鮮人は一九四五年八月一五日には一万二六六九人を算しており、彼らは「苦力」的な労働の部類にあっていくらかは援助となったが、しかしその援助ははなはだ芳ばしからざるものがあった。たとえば一九四四年八幡製鉄所の作業には約四〇〇〇人いたが、その一日の平均作業中は僅か二〇〇〇人であった。「朝鮮人には工場から逃げだす悪いくせがある」と一指導者が告げているごとくである(コーヘン、前掲書)。

### 第三節 鉄 鋼 業

太平洋戦争開始以来の鉄鋼業における労働者数の推移を、普通鋼部門についてみると次のごとくである。

普通鋼労働者数 (鉄鋼統制会調べ)

年 月	期 末 現 在 労働者数(人)	同上指数
一九四一年一二月	一三五、四五七	一〇〇・〇
一九四二年六月	一三三、三二一	一〇七・一
〃 一二月	一四三、八五九	一〇四・七
一九四三年六月	一六九、六七三	一三五・二
〃 一二月	二二〇、一〇六	一六七・五
一九四四年六月	三三三、三六〇	一七〇・一
〃 一二月	一九三、九三九	一四五・八
一九四五年八月一五日	一七六、三三三	一三三・二
〃 八月	一三三、六三三	九六・九

(注一) 特殊鋼労働者数は一九四四年一二月末一一九、七八一人、一九四五年八月一五日一一四、五九四人、同八月末四六、六八三人。

(注二) 一九四一年後半から四二年初めにかけて著しい鉄鋼不足を生じ、それを緩和するため一連の統制手段がとられた。この統制手段は一九四一年一二月までいろいろと変更をみたが、最終的な方式が具体化したのは、同年一月日本鉄鋼統制会設立の後であった。当時、鉄鋼一貫会社、製鋼会社、単純圧延会社の主なるものはいずれも鉄鋼統制会の傘下にあったのであり、そのほかに最も大きな分野を占めるものに特殊鋼製造業があ



第16表 鉄鋼労務者移動状況

年 月	解雇される 対雇率	雇入指数	解雇指数	月末現 在者指 数
1941年12月	81.2	100.0	100.0	100.0
1942年1月	106.2	79.4	103.9	99.8
2月	106.9	74.6	98.3	99.6
3月	99.3	73.7	90.2	99.6
4月	41.9	184.5	95.2	103.7
5月	36.9	87.3	39.7	105.8
6月	46.4	60.2	34.4	107.0
7月	90.8	53.9	60.4	107.3
8月	76.1	59.2	55.5	107.8
9月	63.3	62.5	48.7	108.6
10月	38.7	100.2	47.7	111.0
11月	50.8	76.7	47.9	112.5
12月	45.5	105.9	59.4	114.7
1942年平均	62.3	92.4	53.3	—

〔備考〕 鉄鋼統制会調べ、「社会政策時報」第272号、1943年5月、146ページによる。

り、また小規模のものとしては鍛鑄鋼フェロアロイ、小型熔鋳炉等による銑鉄協議会系統の工場があったが、これらは鉄鋼業全体よりみてその労働力需給状況の趨勢をうかがうには大して影響がないので、以下では、主として鉄鋼統制会の資料および鱧平亮「鉄鋼業労務事情」(「社会政策時報」第二七二号、一九四三年五月所収)によって普通鋼部門のみについて述べる。

すなわち、一九四一年一二月末の労務者数を一〇〇とした、一九四二年一二月末の指数は一一四・七であり一四・七%の増加を示しているが、その内訳を検討してみると、四、五月ごろに雇い入れた小学校修了者による三・七%増、朝鮮人訓練工の移入による三・三%増を含んでいるので一般青壮年者の増加は七・七%にしかならなかった。一方、第16表でみると、毎月の雇入れに対する解雇率は少

なくも三六%、多きは一〇〇%以上の比率を示し移動の激しかったことを物語っている。それは、今日に比べて鉄鋼労務における高熟重筋作業の比重が当時においてははるかに高く、折角就業したものの他の軽易なもしくは技術的産業部門へ移動するものが多かったのと、同じく重筋作業ではあるが、作業状態が間欠的で比較的自由であり、かつ高賃金の得られるいわゆる人夫稼ぎに流出するものが多かったためである(前掲「適正賃金をめぐる三つの座談会」による)。

**製鉄工場労務者**——わたしの方は作業状態が製鉄関係だけに熟練工が二人なり三人なり一つの職場にゐるとその他の者は半島人をつれてきても一〇〇吨上げるのを八〇吨乃至七〇吨上げればそれでもできるといふ仕事の状態ですから、賃金と技術、熟練との関係といふことにおいて非常に開きがあるのです。さうして熱作業だけに地方へ行つて嘘をいつて連れてきても余りに労働の強度が高いために耐へられないといふので、入るより出る人の方が多いといふ状態が続いてゐるのです。それから賃金と作業熱意に対する影響、これが大きいであつて、わたしを標準としてお話しすればわたしは一八年ばかりくつついてをりますけれども今日の収入がまづ一三〇円です。それで田舎から連れて来られた人達の収入といふものはまづ四七〇八円から五〇〇円、それが二二〇三歳から二四〇五歳位の盛に働ける歳の人です。ですから賃金よりも押付けられる仕事の率の方が高いから辛抱ができないといふことにな。何時でも不熟練工が多くあるからそれだけ災害の率が高い。

「製鉄の方を出ると多くどういふ方面に行きますか」田舎にも多く帰りますね。「それからこつちではどういふ方面に行きますか」やはり製鉄工場のやうなものがこの節では幾つもありますから、そんな処に行くのです。甚だしい人は人足をした方が製鉄所



よりも寧ろ金になるといつて人足になる人がある。夜勤の人などは賃金が少いので夜会社に行つて労働してきて、昼間人足に出て働く……、秋田でも最近の話に炭を焼くものが普通一日五円、よく働くと八円取るさうです。一五、六から一七位までの者が一円八〇銭から二円取るさうです。だから殊に製鉄の様な体力を主とする処は収入にならなければ直ぐ国に帰つてしまふ者がありませうな……、力仕事でしかも熱作業なので労働は可なり激しい……。したがつて身体にこたへるから休む率が多くなる。「さうすると移動はするぶん激しい訳ですね」ですから五〇人來れば六〇人出るといふ訳になる。

ことに高熱重筋労働に堪えうる強健者のみを採用してきた鉄鋼業にとつては、一九四二年一月の農業生産統制令実施による離農統制はかなりの桎梏で、労働者の募集に著しい困難をきたしていたし、加えて、戦前の鉄鋼業では、予備役在郷軍人を優先雇用する方針をとっていたために、一九四二年だけでも熟練労働者および職長の三分の一が召集されるといふ結果を生じた。鉄鋼統制会当事者は次のごとく述べている（コーヘン、前掲書、四一ページおよび五〇ページ）。

鉄および鉄鋼産業は重労働を必要とするから在郷軍人に大いに依存する政策をとつてきていた。いうまでもなくこれらの労働者の徴集はかなりに高かった。そのうえ、この級の労働者は熟練工や職長であった。それであるから徴集の影響はこの産業にひどかった。この産業の労働者の三三%が徴集されたのであるが、それは作業能力のうえでは五〇%の減少を示すものである。

鉄鋼業ことにその普通鋼部門は、従来それが素材工業であるという理由によつて、いわゆる軍需産業と区別され、労働力の配置政策上とかく二次的に取り扱われていたのであるが、右様の事態に対処

するため、一九四二年一月の緊急労務対策により、労務の重点的な割当を受けることになった。各工場の生産計画、拡張計画にもとづくそれぞれの労務需要申込査定に対して、計画的な労務の配置が図られたわけであるが、しかし、それは割当であるにとどまり、実際の労務の充足は各企業主の努力にまたねばならなかった。然その充足は次にみるように思わしくない状態であった。

鉄鋼業労働者充足状況（一九四三年三月一〇日現在）

期 別	割当数対充足数比率(%)
一九四二年度第一期	六七・〇
同 第二期	三九・一
同 第三・四期	七三・三

これら緊急生産部門における労務の充足がますます困難となつて、政府は重点施策をいっそう強化していったのである。一九四三年一月には軍需会社法および軍需会社徴用規則を制定し、鉄鋼工場にも徴用工をおくりこむことにした。鉄鋼統制会当事者のいうところを再び引用しよう。

大東亜戦争勃発後政府指定工場は労働者を徴用する許可をえていたが、次の主要な特殊鋼工場はこれによつて徴用工に依存するところ甚だ大であった。大同製鋼、日本特殊鋼管等および軍需工場へ特殊鋼を供給するその他の工場がそうであった。普通鉄鋼製造のほとんどは政府指定外におかれ、徴用工をうることができなかったために非常な困難におかれた。それらの貧弱な生産実績は、熟練工の徴集と未経験工の増加による労働者の不足に原因するものであるという事実を鑑みて、一九四三年一月からこの不足をつぐなう特別な政府の援助をうけることになった。

かくして、徴用者による充足が全面的に認められた一九四三年一月末の労働者数は一躍二一万人に急増した。しかし、この労働者



第17表 終戦時における鉄鋼労務者数 (単位 人)

区 分	新規徴用 (男子)	現員徴用	一 般 労 務 者	学 徒	女 子 挺身隊	臨 時 労 務 者	移入朝鮮 人(男子)	計
普 通 鋼								169,892
{男	16,118	105,054	4,221	11,543	—	2,261	9,335	148,532
{女	—	15,442	292	3,010	2,352	264	—	21,360
うち八幡製鉄								49,898
{男	2,737	35,652	—	1,604	—	14	1,490	41,527
{女	—	6,551	—	996	765	59	—	8,371
特 殊 鋼								87,620
{男	9,727	40,470	4,789	11,298	—	819	3,334	70,437
{女	—	8,920	1,916	3,840	2,290	217	—	17,183
合 計								257,512
{男	25,845	145,524	9,010	22,841	—	3,080	12,669	218,969
{女	—	24,362	2,208	6,850	4,642	481	—	38,543

[備考] 1) 以上のほか、未報告工場推定数。

普通鋼9工場 男子8,000人、女子450人、計8,450人。

特殊鋼36工場 男子24,014人、女子2,960人、計26,974人。

2) 鉄鋼統制会「終戦直後の鉄鋼労務—並に戦時中の回顧—」1945年9月刊による。

第17表のとおりである。の数的増加も、翌一九四四年六月の二二万二千人を頂点として、その後の召集の強化、空襲による労務者の離散および工場諸施設の被害、原材料の入手難等のため漸減した。終戦時の種類別労務者数は第17表のとおりである。

第18・19表は、戦時中における鉄鋼労働者の移動理由の一端を示すものである。一九四一年中における退職労務者の総労務者数に対する比率は平均二四%、一九四二年は同二〇・六%を示し、そのうち最も高い工場では六六・四%、最も低い工場においては一一・二%であった。これを一カ年間に雇い入れた労務者数の比率でみると一九四一年は八五%、一九四二年は六二・三%となっており、一九四二年四月の労務調整令による解雇退職の制限実施以来、移動の解雇の面からみた絶対数は確かに減少し、法的措置の効果を一応認め

第18表 解雇退職の理由別調べ (1942年6~10月) (%)

理 由	割 合	理 由	割 合
職 場 へ の 不 満	2.1	死 亡	7.0
生 活 環 境 の 不 満	1.6	軍 務 公 用	6.8
待 遇 の 不 満	0.8	徴 事 業 の 都 合	0.9
新 た に 希 望 を 生 じ た も の	2.2	老 老 の 他	0.6
農 合 気	0.4	そ の 他	40.4
帰 家 事 の 都 合	21.3	計	100.0
病 気	15.0		

[備考] 資料前掲に同じ。

第19表 長期欠勤者理由別調べ (1942年6~10月) (%)

理 由	7 日 以 上	14 日 以 上	全 月	計
公 傷	4.7	3.4	2.5	10.6
私 病	9.6	10.0	13.1	32.7
事 故	9.7	7.0	5.8	22.4
無 届	7.8	7.7	18.8	34.3
合 計	31.8	28.1	40.1	100.0

[備考] 資料前掲に同じ。



ることができるのであるが、しかし反面、退職を希望するものが理由を明確にせずいわゆる長期無断欠勤の形でいなくなり、やがて工場在籍者数を減少させていくという結果を生じつつあった。第18表の解雇の原因別調べ中病気より老廃までの不可抗力によるものは三一・二%、家事の都合二一・三%、その他の四〇・四%には長期欠勤者にして原因不明の者がその大部分であると推定された。長期欠勤者は一九四二年六～九月を平均して在籍労務者数の実に一四・九%に及んでおり、その理由別内訳（第19表）では、退職の前提である無届欠勤者が三四・三%に達していたのである。

鉄鋼業における労働力の一部は朝鮮人労務者によって補われた。

炭鉱鉱山ではすでに一九三九年以来朝鮮人労務者が集団的に移入されてきたが、鉄鋼労務の不足を補うため一九四二年三月より鉄鋼工場にも朝鮮人労務者の集団移入が認められることになり、その後ほとんど全工場での就労をみるようになった。その取扱いについては一九四二年二月の閣議決定「半島人労務者活用に関する方策」にもとづき、年齢一七歳ないし二五歳の男子を選抜して訓練隊を組織させその組織のまま内地工場に出動し、おおむね二カ年間を期限として帰鮮させることになっていた。鉄鋼部門の訓練工はいずれも二五歳未満で国民学校を修了し国語が話せかつ独身者であることを規準としていて、またその訓練は各社において移入後一ヵ月ないし三ヵ月の集中訓練を施した後就労させ、就労後も随時訓練を続けるものとされ、一九四五年八月一五日現在のその数は一万二六六九人（鉄鋼統制会調べ）であった。しかし、この種労働者は不急産業からの徴用者と同様、召集された熟練労働者を十分に補うものではなく、のちには逃亡者が続出した。「朝鮮人には工場から逃げだす悪いくせがある……」と一指導者が告げたごとくである。逃亡したという事実に合わせて逃亡せざるをえなかった事情が重要なのであるが、

それについては、次のように指摘されている（コーヘン 前掲書、四三ページ）。

彼らが軍の建設工事で文句なしに一日二〇円をうることができれば、鉄鋼業で一日四円をうるのと比較して、それは彼らにとつて逃げだすべき強い刺戟となったのである。

## 第六章 戦時労務動員諸政策

### とその立法措置

#### 第一節 労務の需給・配置規制

##### とその展開過程

日中戦争を契機とする軍動員と軍需産業の拡大は、労働力の量、質両面における不足を決定的なものにした。そして、一九三八（昭和一三）年国の総力を最大限に発揮すべく国家総動員法が制定公布されるや、労働行政の面においても労働力需給の混乱防止とその充足、とくに熟練工および技術者の確保が要請されるにいたり、職業紹介制度は労務統制へと漸次移行していった。

まず、労働力需給の混乱防止については、一九三八年八月学校卒業者使用制限令が公布され、技術者、熟練労働者の不足に対処するため新規工鉱業関係学校卒業者の割当制が採用された。さらに一九三九年三月には従業者雇入制限令が公布され時局産業の技術者、経験労働者の移動が制限され、また同時に熟練労働者の不足に対処するため学校技能者養成令および工場事業場技能者養成令が公布され、一定の工場、事業場における技能者の養成が義務づけられた。



また、労働力の給源である青少年が不急産業へ流出することを抑制するため一九四〇年二月青少年雇入制限令が公布され、さらに労働力の需給が深刻化するに伴い、従業者雇入制限令の規制を受けない従業者の移動が激化したので、同令を廃止し、同年一月従業者移動防止令を公布、制限範囲が拡張され、その後一九四一年三月には国民労務手帳法が制定公布され、労務手帳の保持、提出を義務づけることにより、従業者の移動防止がいっそう強化された。

次に労務充足の確保については、政府は一九三九年七月以降労務動員計画を策定し、その対象を軍需産業、生産拡充産業、同付帯産業、生活必需品産業、運輸通信および国防土木建築事業と定め、労働力の重点的、計画的充足を図り、前記移動面の規制とあいまって労務動員態勢の確立を図ったのであるが、これがため一九三八年から一九三九年にかけて国民職業能力申告令をはじめ医療、船員、獣医師関係の職業能力申告令にもとづく登録制を実施し、労働動員の基礎態勢を整えるとともに、一九三九年七月国民徴用令を制定公布することによって国民登録等の登録者徴用の道を開き、さらに同年一〇月には同令の改正により登録者以外の徴用をも実施することに なった。また、労務の計画的配置を図るため、同年一月労務動態調査規則を制定し、全産業における労働者の雇入れ、解雇その他労働動態の調査を実施した。その後一九四〇年、一九四一年と労働動員計画は強化されていった。

一方、この時代には物資の需給調整による中小商工業の企業縮小、廃止が続出し、業者および従業者の転廃業問題が発生した。このため政府は職業補導施設、訓練施設等の対策を講じた。当初この対策は、不急産業方面の遊休労務を救済的に他に転用せんとするものであったが、一九四〇年七月のいわゆる七・七禁止令（奢侈品等製造販売制限規則）以降むしろこれらの労務を時局産業へ積極的に

転換させることとなり、労働動員の性格を帯びるにいたった。

以上要するに、この時期の労務統制は「生産増強という国家要請に即応するため、極めて短期間に幾多の関係法令が矢継早に制定され、しかもこれらの諸措置は必ずしも首尾一貫したものでなく、むしろ当面の切迫した事態を收拾するための応急措置的色彩が強い」<sup>(1)</sup>が、終始労働動員態勢の確立が意図されていたといえる。

(注一) 労働省編「労働行政史」第一巻、九三ページ。

一九四一年六月米英両国の対日資産凍結実行により、政府は自給経済体制を樹立せねばならなくなった。そのうえ、両国との外交関係の悪化は、いつ最悪の事態を惹起するか計りしれない状態になったので、軍備の充実、生産力拡充はいっそう急を要することとなった。同年八月二十九日の閣議では労働緊急対策要綱が決定されたが、それにいわく、

現下の緊迫せる時局に対処する労働緊急対策の要点は刻下の労働需給の状況に鑑み、この際国民の勤労報国精神を昂揚し、速に勤労総動員態勢を整備強化するにある。……戦時体制下の国家は国民中一人の不労者、有閑者、無職者なきことを要請する。一億国民は宜しく勤労の国家的重要性を認識し勤労報国の誠を致さんことを望む。

かくして、緊急事態に対処するため、政府はまず同年一〇月国民能力申告令の改正により一般労働資源を対象とする青年国民登録の要申告者の範囲を拡張し、新たに女子をも要申告者に追加して、いわゆる青壮年国民登録制度を実施し、一月には国民勤労報国協力令を制定公布、学徒、一般国民による勤労報国隊の編成出動によって総動員業務へ協力させることとした。さらに同年一二月国民徴用令の改正により民間指定工場への徴用をも可能とし、また、労働者の移動および雇入れ等を全般的に調整するため、従業者移動防止令お



よび青少年雇入制限令を廃止して新たに労務調整令の制定をみるなど、法令面における動員態勢はいよいよ強化され、国民全般の労働力を戦力増強の一点に集中しようとする国民動員の性格を一段と加えることになった。

一九四一年後半にあいついで制定公布された動員関係諸法令により、政府は一九四二年度動員計画を実施するとともに、とくに重要産業に対しては労務の重点的、計画的配置を図るべく、一九四二年七月計画造船関係、同一一月には港湾荷役関係および鉄鋼、石炭、アルミニウム生産関係の緊急労務対策を樹立し、緊急部門の労務充足につとめるところがあった。

一九四三年度動員計画において要員の充足確保の要請がますます高まったため、政府はその給源の拡充について積極的な措置を講ぜざるをえなかった。一九四三年一月生産増強勤労緊急対策要綱が閣議で決定され、同年六月には労務調整令の改正により、一定業務における男子の就業が制限禁止され、これにより男子労務の重要業務への転出を図り、また企業整備による転廃業者を強制的に重点企業へ配置する措置をとることとなった。さらに同年六月学徒戦時動員体制確立要綱が閣議決定され、学徒動員の強化によって食糧増産、国防建設、緊急物資生産、輸送力増強に重点を指向する方針がうちだされ、一九四四年二月以降は、中学程度以上の学徒を一年間常時動員することとなった。また、一九四三年九月には、女子勤労動員の促進に關し閣議決定がなされ、不急不要学校在学者等主として家庭にある未婚女子をもって女子挺身隊を結成させ、航空機関係工場、男子の就業禁止によって補充を要する業務への動員が図られ、一九四四年三月には、女子挺身隊への加入が強制されるようになった。

一方、重要産業の労務対策としては、前年度策定された鉄鋼、石

炭、アルミニウムの生産確保のための労務対策が本年度においても継続採用され、また、一九四三年一二月には軍需会社法および軍需会社徴用規制が制定されて、重要軍需産業従業者の確保が図られた。さらに一九四四年一月には地下資源開発勤労緊急対策、同三月には石炭勤労緊急措置要綱がそれぞれ閣議決定された。

一九四四年にはいるや、労働力給源はいよいよ枯渇し、その充足が困難となったので、同年一月には緊急国民勤労動員方策要綱が閣議決定され、その後の動員はもっぱら学徒勤労報国隊、および女子挺身隊の出動と、既充足労働の配置調整によって行なわれることになったのである。いわゆる国民登録要申告者の範囲も、年齢一二歳以上六〇歳未満の男子および年齢一二歳以上四〇歳未満の女子にまで拡張された。すなわち、八月には学徒勤労令、女子挺身勤労令が制定をみ、学徒勤労報国隊と女子挺身隊に法的根拠が与えられ、それぞれにその動員が強化された。そして、一九四五年二月には学校における授業停止の措置がとられ学徒の全面動員を実施するにいたった。また、一九四四年八月には男子従業者の配置規制に関する件が閣議決定され、女子使用標準率の設定によって男子従業者の雇入れの制限とその配置転換を図り、女子動員の受入体制をつくり、さらに同年九月には勤労機動配置非常対策が策定され五〇〇人以上の工場事業場の従業者をもって勤労義勇隊を結成させ、これによって緊急重要産業への応援派遣を制度化しうることになり、越えて一九四五年三月には従来の動員関係諸法令を整備統合した国民勤労動員令が公布されて、動員行政の強力なる運営が期待された。一方、重要産業労務対策としては一九四四年七月航空機緊急増産非常措置、同八月には炭鉱勤労者徴用配置に関する件が閣議決定され、それぞれの部門における労務の確保とその適正配置が図られた。

しかし、あいつく政府の処置にもかかわらず、戦争末期の動員事



情は軍動員の強化とあいまって生産青年層における新規給源がほとんど皆無の窮状に等しく、勤労働員の総合的な需給調整はもはや収拾すべからざる事態にたちいたっていた。そのため一九四五年度の国民動員計画の策定も中止され、緊急部門への必要最小限度の労務充足を図るべく、一九四五年三月の臨時閣議において決戦勤労働員実施に関する件が決定され、勤労働員の重点を、一、国土要塞化、疎開の徹底化等防備および防空施設の建設、二、食糧の増産、三、航空機、特攻兵器、地上兵器等決戦兵器の生産、四、甘藷、松根油、石炭、アルミニウム等燃料および原料の確保、五、輸送の増強の五点に絞り、国民労働力の総出動を期待したのであった。かくて政府は公務、自由業、商業その他の不急企業、家事使用人等の不要不急労務の動員を強化するとともに、工場事業場の配置転換、機動配置の調整を推進することとし、合わせて地方長官の責任で現場即決の権限をもつ監察制度を設けて、業務の繁閑に応じ農林水産部門と他の産業部門相互間における活発な機動配置を行なおうとしたのである。しかし、その実行についても空襲その他の事情で容易な進捗をみず、緊急部門の労務充足さえいまや絶望的なまでに悪化していた。ことに工場事業場従業者の被災、住宅焼失による離散者は多数にのぼり、その把握に困難をきわめたばかりでなく、残存者の生産能率も著しく低下した。従業者の出勤率はおおむね次のような事情にあった（労働省編「労働行政史」第一巻、一〇九〇ページ）。

非戦災地帯工場事業場

平均八五%

戦災直後

二〇〜三〇%

平静に復したる後

平均六〇%

**労務調整令の制定** 日中戦争勃発以来、政府は軍需その他緊要部面の労務を確保するためしばしば国家総動員法を発動して、学校卒業業者使用制限令、国民職業能力申告令、国民徴用令、青少年雇入制

限令、従業者移動防止令等の勅令を制定実施して、労務動員の充実を図った。しかし、内外の情勢が緊迫するに伴い労務統制を漸次強化する必要を生じ、国民労務手帳制の実施、国民職業能力申告令および国民徴用令の改訂ならびに国民勤労報国令の制定をみたが、さらに労働者の移動および雇入れ等を全般的に調整するため、一九四一年一二月従業者移動防止令および青少年雇入制限令を廃止して新たに労務調整令を制定公布した。そのおもな内容は次のとおりであって、労務供給業者の供給する従業者の使用についても制限が加えられることになった。

一、従業者の解雇、退職の制限——従来、従業者の移動防止については従業者移動防止令および国民労務手帳法等により、主として雇入れの規制においてなされたが、移動の発端である解雇、退職を直接制限するまでには至らなかつた。このため本令では厚生大臣の指定する一定範囲の従業者（工鉱業関係の技術者、経験工、学校卒業業者、養成工および検定試験合格者等）の範囲は概ね国民登録のいわゆる技能登録に該当するものとはぼ一致した）の解雇、退職は所轄の国民職業指導所長の認可を要することとし、さらに雇用期間の満了等による雇用関係の終了の場合にも原則として引続き雇用関係を存続せしむることとした（第二条）。

二、従業者の雇入、就職の制限——本令による雇入、就職の制限対象は技能者、国民学校修了者および一般青壮年に区分され、それぞれ次のごとく制限の方法が講ぜられた。

(イ) 技能者 生産活動の根幹をなす技能者については、技能者とこれを雇入れんとする者が連署をもつて国民職業指導所長に対し申請をなし、雇入および就職の認可をうけるか、または国民職業指導所に求人又は求職の申込みをなし、その紹介をうけ



るか、何れかの方法によらなければ雇入、就職をなしえないこととした（第四条）。

(ロ) 国民学校修了者 新規労務の重要な給源である国民学校修了者は原則として国民職業指導所の紹介によらなければ雇入も就職もできないこととした（第六条）。国民学校新規修了者については、一九三九年度の労働員計画以来行政措置としてこれが計画的職業紹介を行つてきたが、本令によつてそれを法制化したのである。

(ハ) 一般青壮年 最も旺盛な活動力を有する一般青壮年（一四歳以上四〇歳未満の男子および一四歳以上二五歳未満の女子）の雇入、就職は国民職業指導所長に申請をなし、雇入および就職の認可をうけるか、あるいは指定工場、指定事業の事業主等が雇入れようとする一般青壮年の員数、雇入地域等雇入に関する事項について予め国民職業指導所長の認可をうける等の何れかの方法によらなければこれをなしえないこととした（第七条）。

従来の青少年雇入制限令では男子にあっては一定の限度まで人員補充を自由に認め、女子にあっては料理店、娯楽場等の不急業務のみについて雇入れを規制したのに較べると、その制限は著しく強化された。

**労務調整令の改訂** 一九四三年六月労務調整令改正の件が公布された。その要点を大別すれば男子従業の制限禁止と企業整備関係従業者の転職命令の二つであった。前者については第八条の二の規定が追加されて指定業種または職種について男子従業者の雇入れ、使用、就職および従業を禁止または制限することをうることになったこと、後者については第一条の二、六の規定が追加され、企業整備のため事業の全部または一部を休廃止する工場事業場等の従業者に対し、厚生大臣の指定する工場、事業場その他の場所に就職する

ことを命じうることになり、またその場合の手續きとこれら転職者に対して賃金給与その他の従業条件について処遇の方法を示し、さらにこれについて命令をなしうるものが定められたものである。

労務調整令の改正は、その後一九四四年一月にも行なわれた。それは雇入れ制限の適用を受ける一般青壮年の年齢範囲を引き上げ、同令第七条中の「四十年未満の男子」を「六十年未満の男子」に、「二十五年未満の女子」を「四十年未満の女子」に改めたものである。

**男子就業の制限禁止と配置規正** 前項の制限禁止職場における男子従業者については、一九四三年九月の次官会議において「禁止職種に従事する男子労働者に対する措置」が決定され、厚生省告示をもつて、労務調整令施行規則第一〇条の二の規定にもとづく、男子従業者の制限禁止職種、制限禁止開始年月日、対象範囲が指定された。この告示においてはその対象範囲を一四歳以上四〇歳未満の男子とし、おおむね簡易な事務的職業、軽易な商業的職業または娯乐的職業に属し、女子または四〇歳以上の男子をもつて代替しうると認められる一七職種が指定され、制限禁止の発効は、女子等を補充するに必要な期間、業務の難易等を考慮して、職種により四ヵ月、六ヵ月、八ヵ月の猶予期間をおいた。

かくて男子就業の制限禁止に伴う女子動員の強化については、後述のごとく一九四三年九月女子勤労働員の促進に関する件が次官会議において決定され、主として女子挺身隊の結成により航空機関係工場、政府作業庁、男子就業の制限禁止により女子の補充を要する職場等に動員が行なわれたのである。しかしながら戦局の進展に伴い男子労働力の不足はいよいよ切迫してきたので、労務調整令における男子就業の制限禁止のみでは対処しきれなくなった。そこで政府は一九四四年八月男子従業者の配置規正に関する件を閣議決定



し、事務員および一定の工場について女子使用標準率（女子従業員の総従業員に対する比率）を設定することにより、男子従業者の雇入れを制限するとともに、必要があればその配置転換を図ることとなった。

**女子勤労働員の促進** 男子労働力の給源枯渇化に伴って、女子も微用すべしとの意見がおこり、女子勤労働員の強化が急務となってきた。とくに一九四三年七月の大政翼賛会中央協力会議においては、そのことが強く主張され、厚生省内においても種々論議がなされた。しかしながら、「工場労働に偏見をもつ上層階級が女子も軍需工場に微用さるべしとする与論を支持しなかった」こともあって、結局のところ、女子微用の実施についてはわが国家制度の特質にかんがみ相当の考慮を要し、当面男子就業の制限禁止、微用除外者の縮減、国民登録の整備、女子受入態勢の推進等の施策を講ずべきことが指摘され実現にいたらなかった。とはいえ、同年六月の労務調整令の改正により、男子就業の制限禁止の指置がとられるに及び女子の代替充足が必要となり、強制によらない女子勤労働員の促進を図ることになったのである。すなわち同年九月女子勤労働員の促進に關する件が次官會議において決定され、一、新規学校卒業生、不急学校在学者、企業整備による転職可能者、その他一四歳以上の未婚者等の女子を勤労働の対象とし、二、女子の特性に適應する職種、特に航空機関係工場、政府作業庁および公務員の微用、男子就業の制限禁止により女子の補充を要するものに優先充足することとし、三、勤員の主たる方法としては市町村長、町内会、婦人団体等の協力により女子勤労働挺身隊を自主的に結成させ、団体的に出動させる制度を採用し、四、その処遇についてはとくに風紀の堅持、品位の向上、保健等に留意することとした。なお、一九四四年三月末日現在における女子挺身隊の結成、出動および受入状況は第20・21表のと

第20表 女子勤労働挺身隊結成ならびに出動状況

区 分	昭和19年3月までの結成数	昭和19年3月までの出動数
新卒挺身隊	121,563	106,275
旧卒挺身隊	23,581	15,510
地区別挺身隊	146,966	79,702
計	292,110	201,487

〔備考〕 労働省編「労働行政史」第1巻、1122ページによる。

第21表 女子勤労働挺身隊産業別受入状況（1944年3月末現在）

産 業 別	出 動 数
軍国航空機	45,881
作 業 部	10,477
作 業 部	46,237
金 属 部	4,129
金 属 部	47,636
金 属 部	3,143
金 属 部	8,537
金 属 部	7,711
金 属 部	2,315
金 属 部	25,421
計	201,487

〔備考〕 労働省「労働行政史」第1巻、1122ページ。

おりである。

**女子挺身隊制度の強化** 一九四三年九月の次官會議決定による女子勤労働員の促進は、主として右の女子挺身隊の出動によって行なわれたが、この制度は法律によって実施されたものではなく、市町村長、町内会、婦人団体等の協力により主として家庭にある遊休女子をして自主的に挺身隊を結成させたものであり、勤労働員として消極的なものであった。しかし、戦局の推移とともに女子勤労働の徹底を図ることが要請され、かくて女子挺身隊の強制加入を含めた制度の強化が図られることになり、一九四四年三月女子挺身隊制度強化方策要綱が閣議決定され、国民登録者である女子は原則として女子挺身隊員に選定することとし、その者に対しては必要に応じ挺身隊組織により所要業務に協力すべきことを命じうることとした。さらに同年六月女子挺身隊受入側措置要綱が次官會議において決定され、工場事業場における女子挺身隊の受入態勢の整備が期された。

**女子挺身勤労働令の制定** 一九四四年八月男子従業者の配置規正に



関する件が閣議決定され、工場事業場における女子使用標準率を設定して男子従業者の雇入れの制限と配置転換が図られたことはすでに述べたが、これによって女子動員をいっそう強化すべき基盤がつかわれ、かくて女子動員促進の方式として採用された女子挺身隊制度に法的根拠を与えるため、同じ八月女子挺身勤労令が公布され施行された。

**学徒勤労の実施** 日中戦争勃発後の一九三八（昭和一三）年以降学徒の集団的勤労動員が行なわれていたが、太平洋戦争開始後には学徒は主として国民勤労協力令による臨時要員として労働動員に協力させられた。さらに一般労働力の不足が顕著となるに及んで、学徒動員を国民動員の一環として行なう体制を確立するため、一九四三年一月学徒戦時動員体制確立要綱が閣議決定された。本要綱のねらいは、学徒をして、学校の種類程度に応じた作業種目を勘案のうえ国民動員の要請に即応させるにあった。

一九四四年にはいって一般労働力給源の窮迫化が目に見えてくるにつれて、学徒動員はますます重視すべきものとなった。学徒労働動員のいっそう積極的な推進が要請され、同年一月緊急学徒労働員方策要綱が閣議で決定された。これによれば学徒の労働動員の期間はさしあたり一年につきおおむね四ヵ月を標準としかつ継続して行なうこと、工場事業場における学徒労働管理の刷新を行なうこと、学徒動員の方法その他必要な事項につきさらに国家総動員法にもとづき法的措置を講ずることなどがきめられた。ついで二月に閣議決定をみた決戦非常措置要綱中では、学徒動員体制の徹底について、原則として中学程度以上の学生生徒はすべて今後一年常時これを勤労その他非常任務に出動させる組織的態勢におき、必要に応じて随時動員を実施することが定められ、さらに三月には決戦非常措置要綱にもとづく学徒動員実施要綱が閣議決定された。

**学徒勤労令の制定** その後、決戦非常措置要綱にもとづく学徒動員実施要綱にもとづき、学徒動員について法的措置が講ぜられることになり、一九四四年八月学徒勤労令の公布実施をみるにいたった。さらに政府は一九四五年二月国内学校における授業の停止を決定するなど、学徒動員は国民動員の一環としてますます大きな比重をなうものとなっていた。なお、一九四四年以降の国民動員計画における常時要員の充足はほとんど学徒動員によっていたのであり、終戦時における動員学徒数は一九二万七千人に達していた。

## 第二節 国民徴用令とその改正

**国民徴用令** 国民徴用令は一九三九（昭和一四）年六月の国家総動員審議会においてその要綱が審議され、同七月閣議決定により公布施行されることになった。この制度は国家総動員法第四条の規定にもとづくもので、そこには次のごとく述べられている。

第四条 政府は戦時に際し国家総動員上必要あるときは勅令の定むる所に依り帝国臣民を徴用して総動員業務に従事せしむることを得、但し兵役法の適用を妨げず。

元来この第四条は一九三八年四月の国家総動員法公布によってはじめて登場してきたものではなく、すでに一九一八（大正七）年制定された軍需工業動員法に政府が戦争目的遂行のために兵役にある者もしくはあらざる者を召集または徴用して国またはその管理する施設において行なう業務に従事させることができる旨の規定があり、これが国家総動員法の制定にあたり、軍需工業動員法の廃止とともに第四条の規定となって現われたものである。ところで、日中戦争勃発以来軍需生産力の確保、生産力拡充等のために労働力に対する需要は急激に増大したが、一方中堅勤労青年が多数第一線に動



負される等のがあって、その充足が著しく困難となつてきていた。とくに技術者や熟練労働者の充足については、不当な引抜きにやらなければそれがほとんど不可能な状態にたちいたつたのである。しかもそれが、軍需労務第一主義を標榜して職業紹介機能の發揮にかなりの努力を傾注したうえでの結果であつたので、ついに国家総動員法第四条の発動による国民徴用令の制定を必要とするにいたつたのである。同令（法令条文については「日本労働年鑑」一九四〇年版参照）は国の行なう総動員業務について、職業紹介所のある他募集の方法によつて目的を達しえない場合において、技術者または労働者を徴用し総動員業務に従事させることとしたものであり、国民登録の要申告者中から厚生大臣の権限によつて徴用しうることとなつていた。この国民徴用令を最初に適用したのは、一九三九年七月満州および中国大陸方面における陸軍関係の建築作業に従事する建築技術者八五〇人に対してであつて、その後情勢の緊迫化に伴い軍作業庁はもちろんのこと、やがて民間における軍管理工場に対しても徴用による労務の強制配置を実施するのやむなきにいたつた。

まず、一九四〇年一〇月の同令改正によつて、従来国民登録の要申告者に限りこれを徴用する建前になつていたものが、軍事上とくに必要あるときは要申告者以外のものをも徴用できることとなり、また国の行なう総動員業務のみならず政府の管理する工場、事業場にも徴用ができることになつた。これにひきつづき一九四一年一二月同令は再び改正された。その要点は被徴用者の従業業務を拡大し、国の行なう総動員業務、政府管理工場等のほか、さらに必要ある場合は厚生大臣の指定する工場事業場（指定工場）の総動員業務にも従事せしめうることとし（第四条二項）、他面被徴用者をして安んじて総動員業務に精励させるため、業務上の死傷病の場合また

は徴用による家族との別居等特別の事情がある場合、その生活困窮を救うため、本人または家族にたいする扶助規定を設け（第十九条の三）るなど、太平洋戦争勃発の新事態に対処して徴用制度の充実に図つたのであつた。ところで、すでにたびたび述べたように徴用によつて労務の調達を行ないうる場合は、通常の方法をもつてしては必要労務の充足が困難な場合に限られている。徴用は労務充足の非常手段であり、したがつて、徴用による者の労働意欲と徴用によらずみずから進んで希望工場に就職した者のそれとの間にかつた隔りがあつたことはいうまでもないことで、当時徴用工の能率が上がらない理由として、次の三つの点が指摘されていた（東洋経済新報社「日本経済年報」一九四二年第四輯、五一号）。

まず賃金の問題であるが、…最近の徴用工は大部分未経験工であり、各工場、事業場所定の初給賃金が給される訳だ。三ヵ月経てば経験工となつて、幾分賃金は引上げられるがその場合でも、その支給される賃金は極めて安いものである。徴用工が二〇歳前の青少年である場合は殆んど問題がないが、三〇歳前後の転廃業者の場合は問題が相当複雑だ。支給賃金だけでは到底その家族の生活までも維持することはできないからだ。勿論かかる場合に対処するため、徴用令は補給金制度を設けている。すなわち、徴用工のうける賃金が前職の収入に劣る場合はその差額だけを補給することになつている。もっともこの補給の最高額は賃金と合計して一五〇円までと制限されている。従つて前職においていかに多額の収入をえていても一五〇円以上の収入はなくなる訳だ。だがここに注意すべきは、前職における収入調査が困難な場合が相当多いことである。特に小商工業者乃至日雇労働者等の場合にそうである。警察の手を通して調べるのだが、なかなかうまく行かない。そのために徴用工と会社当局者との間に面白からぬ空気



が醸成される場合も少なくないといわれている。……

第二は訓練不足の問題である。徴用工が工場に配属されれば工場管理者はこれを寄宿舎に収容し、その日から賃金の支払を開始せねばならぬ。厚生省はこの徴用工に対して三週間乃至一カ月の団体訓練を施したる後現場に配置するよう各工場主に通牒を發しているのであるが、この通牒をまもらず即日現場に配置する者もある。現に労務管理の不行届で有名な某造船会社のごときは翌日から現場に出して徴用工を使用している。団体訓練が欠けている上に、工場の作業規則に馴れないため、徴用工の能率は著しく悪い。徴用工の不能率の声はかかる工場において主として發せられるのだ。この反対に日本曹達のごとき徴用工の訓練に成功して極めて好成绩をあげている会社もある。勿論何れの会社といえども訓練の必要を感じていない訳ではあるまい。ただ徴用期間が二年という短期間であるため、長期訓練を施しては、實際これを利用しうる期間が著しく短くなることを懼れて訓練を施さないものであろう。……

〔第三に〕徴用工が能率をあげえないのも、徴用の期間が二年という短期間に限られており、徴用期間満了後の見透しについても何ら明確な指示が労務者に与えられていない上に、徴用解除、処罰等が困難なため、労務管理が思うように行かないためであるといわれている。従つてこの徴用工をして十分能率を發揮せしむるには、この制度の臨時応急的性質を除去し、眞の長期戦に相応しい徴用工をして、その処に安んじて働き企業責任者をして合理的にこれを活用せしめうる制度に改変せねばならぬ。持永厚生省勤労局長はこの点に関し、労務対策座談会において次のごとく語っている。「それでこういう対策をとつたのです。被徴用者で非常に家庭上困る人は帰してもらふ。また家族と離れておつて

いろいろの関係で困るといふ人はその工場の近くに住宅を借用させて住宅費の補給もする。そうして一緒に家族と生活して労務者になる。そういう特別の方策を講じてもらつて、一年乃至二年延ばすことにしました。今後は多くの工場についても、何れ延長の問題がおこります。」

さらにその後、一九四三年七月同令の改正が行なわれた。この改正は主として同年一月の生産増強勤労緊急対策要綱に示された国民徴用制度の刷新強化方針にもとづくものであつて、次のような内容をもつものであつた。

- 一、従来徴用は職業紹介機関その他募集の方法により所要の人員を確保できない場合に限り実施する建前であつたが、これを改め、徴用は国家の要請にもとづき総動員業務に従事せしめる必要がある場合に行う旨を明にし（第二条）、
- 二、被徴用者全員一体の態勢を現わすため事業主をも徴用し（第七条の四）、
- 三、適正なる徴用銓衡基準を定め（第七条の二）、
- 四、徴用期間の延長、更新等徴用の変更に関し必要あるときは厚生大臣が自らその変更をなしうる旨の規定を追加した（第一三条二項）、……

軍需会社徴用規則 兵器、航空機、艦船等重要軍需品等その他の軍需物資の生産、加工を行なう軍需会社の事業運営を円滑にする目的で、一九四三年一〇月軍需会社法が制定されたが、同法第六条ではその生産担当者や従業員の確保を図るため、これらの者を国家総動員法による徴用とみなす旨が規定されていた。この規定にもとづいて一二月厚生省令をもつて軍需会社徴用規則が公布施行された。この規則によつて厚生大臣の指定する軍需会社、工場の生産責任者、担当者およびその事業に従事するもの（一四歳未満の者、女



第22表 徴用扶助実施状況

区分	1942年4月～1943年3月			1943年4月～1944年3月		
	戸数	人員	金額(円)	戸数	人員	金額(円)
生活扶助	2,716	11,541	250,812.50	2,072	8,728	255,505.84
医療	141	159	27,697.88	90	94	11,812.25
助産	11	11	216.00	3	3	106.00
生業扶助	17	33	2,286.44	11	52	1,610.00
臨時生活扶助 (規則15条による)	15	53	469.09	39	75	1,350.00
埋葬	12	11	423.93	6	6	332.00
計	2,912	11,808	281,905.84	2,221	8,958	270,716.09

〔備考〕 労働省編「労働行政史」第1巻、1156ページによる。

子、日雇労働者、短期雇用者等を除く）はすべて国家総動員法により徴用されたものとみなされ、いわゆる事業ぐるみの徴用によって生産と労働の国家性を明確にし、これら軍需会社、工場における勤労総力の充実發揮を期したのであった。また、政府は軍需会社に対し使用、解雇、従業、退職、給与その他に関し必要な命令をなしうるものとし、かつ労務管理についての監督指導を厚生省の労務監理官から軍需省の監理官に統合した。

国民徴用強化に伴う諸施策 一九四一年一二月の国民徴用令の改正により、被徴用者およびその家族の扶助制度の成立が図られたことはすでに述べたが、これにもとづいて同月国民徴用扶助規制が公布された。それは徴用により家族と別居する等の事情、あるいは被徴用者の業務上の負傷、疾病、死亡により生活困窮をきたした本人または家族に対し、生活扶助、医療、助産、生業扶助および埋葬費等を支給し、その生活の不安定をとり除こうとしたものであった。この徴用扶助規則による扶助状況は第22表のとおりであった。

国民徴用扶助規則（昭和一六年一二月厚生省令第六八号）

第一条 国民徴用令第十九条ノ三ノ規定ニ依ル扶助ハ本令ノ定ムル所ニ依ル。

第二条 国民徴用令第十九条ノ三第一項ノ家族ハ左ニ掲グルモノトス。

一 被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ノ配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下同ジ）又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相続人ニ限ル。

二 前号ニ掲グル者ヲ除クノ外被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ被徴用者ノ徴用セラレタル時又ハ徴用ヲ解除セラレタル時ヨリ引続キ之ト同一ノ家ニ在ル者。

三 前二号ニ掲グル者ヲ除クノ外被徴用者又ハ被徴用者タリシ者ニ依リ扶助ヲ受クベキ者ニシテ被徴用者ノ徴用セラレタル時又ハ徴用ヲ解除セラレタル時之ト同一ノ世帯ニ在リ且引続キ其ノ世帯ニ在ルモノ。（中略）

第四条 扶助ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テノミ之ヲ為ス。

一 被徴用者徴用セラレタルニ因リ家族ト世帯ヲ異ニスルニ至



リタル場合ニ於テ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ。

二 被徴用者故意又ハ重大ナル過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷  
 疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ為徴用ヲ解除セラレタル場合ニ  
 於テ本人又ハ其ノ家族生活スルコト困難ナルトキ。

三 被徴用者徴用セラレ総動員業務ニ従事中故意又ハ重大ナル  
 過失ニ因ルニ非ズシテ業務上傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ之ガ  
 為死亡シタル場合ニ於テ其ノ遺族生活スルコト困難ナルト  
 キ。

被徴用者徴用セラレタル場合ニ於テ家族ト世帯ヲ異ニセザル場  
 合ト雖モ特別ノ事情ニ因リ其ノ家族ガ生活スルコト困難ナルト  
 キハ之ニ対シ扶助ヲ為スコトヲ得。

第五条 扶助ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ。扶助ノ  
 種類ハ生活扶助、医療、助産、生業扶助及埋葬費ノ支給トス。

第六条 扶助ハ扶助ヲ受ケントスル者ノ住所地地方長官之ヲ行  
 フ。：：扶助ノ程度及方法ハ地方長官被徴用者ノ支給ヲ受クル  
 給与又ハ被徴用者若ハ被徴用者タリシ者及扶助ヲ受ケントスル  
 者ノ他ノ法令ノ規定ニ依リ受クル保険給付、扶助其ノ他之ニ準  
 ズベキモノ、所得、労働能力其ノ他家庭ノ事情等ヲ調査シ之ヲ  
 決定ス。(中略)、

第三十条 管理工場又ハ指定工場ノ事業主ハ被徴用者ニシテ当該  
 管理工場又ハ指定工場ニ使用セラレ若ハ使用セラレタルモノ又  
 ハ其ノ家族若ハ遺族ニ対シ為サレタル扶助ニ要シタル費用ヲ国  
 庫ニ納入スベシ。

**被徴用者等勤労援護の強化** 被徴用者に対する援護事業は前述の  
 ごとく国民徴用扶助規則にもとづいて行なわれたのであるが、さら  
 にこの援護事業を拡充するとともに新たに勤労報国隊員および女子  
 挺身隊員に対しても援護を実施するため、一九四四年五月の閣議に

において被徴用者等勤労援護強化要綱が決定された。

この要綱にもとづく援護事業の実施は財団法人国民徴用援護会を  
 拡充強化して国民動員援護会と改め、これをして一元的に行なわせ  
 ることになったのである。元来国民徴用援護会は国民徴用扶助規則  
 によって国が直接行なう扶助の及ばない範囲について広く応急援  
 護、長期罹病者の延長医療、生活援護その他を行ない被徴用者に後  
 顧の憂いなく軍需生産に従事させることを目的として設立されたも  
 のであった。

同会がとくに新規徴用者全員に対し、徴用によって生ずる生計困  
 難を緩和するため補給金を支給したことは、従来事業主の負担によ  
 りわずかに一部の徴用工のみに行なわれていた生活扶助の不徹底を  
 改め、国民徴用が国家目的に即応する「産業応召」であるという趣  
 旨を具体化したものといえた。なお、一九四三年度における同会の  
 資金は政府補助金(徴用者補給金九〇〇万円、一般援護費一一二万  
 円)のほか、民間出資金、寄付金から成っており総額は約二千万円  
 であった。

**応徴士服務規律の制定** 一九四三年七月の国民徴用令の改正によ  
 り、被徴用者の服務規律について命令に定める旨の規定が追加さ  
 れ、それにもとづいて応徴士服務規律が同年八月厚生省令をもって  
 公布された。これによって、徴用の産業応召としての性格がいつそ  
 う強まることになった。この省令は、一九四五年三月の国民勤労働  
 員令の制定に伴う国民徴用令の同令吸収により、一部改正され、国  
 民勤労働員令の付属省令となり、被徴用者は応徴士と称する旨の規  
 定(第一条の二)および政府作業庁に使用される者に関して主務大  
 臣が別段の定めをした場合は、本省令の全部または一部の適用を除  
 外する旨の規定(第八条)が追加された。